

緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧(特定緊急輸送道路沿道建築物含む)

平成25年7月1日現在

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先				
			特定緊急輸送道路	一般緊急輸送道路	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線	
千代田区	千代田区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進(耐震診断)	補助	○		・昭56年5月31日以前に建築確認を受け、基準法に適合している民間建築物 ・特定緊急輸送道路沿道で高さが当該道路幅員の概ね1/2を超えるもの		2,000円/㎡(延べ面積1,000㎡以内の部分) 1500円/㎡(延べ面積1000㎡を超え2000㎡以内の部分) 1000円/㎡(延べ面積2000㎡を超える部分)	10/10		分譲マンションを除き10,000㎡超は1/3+770万円 15,000㎡超は4/5	まちづくり推進部 建築指導課建築審査主査(構造担当)	03-5211-4310	
千代田区	千代田区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進(補強設計)	補助	○		・昭56年5月31日以前に建築確認を受け、基準法に適合している民間建築物 ・特定緊急輸送道路沿道で高さが当該道路幅員の概ね1/2を超えるもの		2,000円/㎡(延べ面積1,000㎡以内の部分) 1500円/㎡(延べ面積1000㎡を超え2000㎡以内の部分) 1000円/㎡(延べ面積2000㎡を超える部分)	1/3			まちづくり推進部 建築指導課建築審査主査(構造担当)	03-5211-4310	
千代田区	千代田区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進(耐震改修)	補助	○		・昭56年5月31日以前に建築確認を受け、基準法に適合している民間建築物 ・特定緊急輸送道路沿道で高さが当該道路幅員の概ね1/2を超えるもの			①5/6(5,000㎡超は1/2) ②1/3(5,000㎡超は1/6)	①マンション ②マンション以外		まちづくり推進部 建築指導課建築審査主査(構造担当)	03-5211-4310	
千代田区	千代田区建築物耐震診断助成制度	補助	○	○	昭56年5月31日以前に建築確認を受け、基準法に適合している民間建築物、非木造であること。	法人所有の場合は中小企業者であること	400万円	8/10			まちづくり推進部 建築指導課建築審査主査(構造担当)	03-5211-4310	
千代田区	千代田区住宅付建築物耐震促進	補助	○	○	昭56年5月31日以前に建築確認を受け、基準法に適合している民間建築物、非木造で所有者が居住する住宅部分があること。	当該建築物を所有かつ居住していること	300万円	2/3			まちづくり推進部 建築指導課建築審査主査(構造担当)	03-5211-4310	
千代田区	千代田区マンション等の耐震促進事業(耐震診断)	補助	○	○	共同住宅(昭和56年6月1日以降に建築された建築物も対象とする)	管理組合、賃貸マンション所有者	500万円	10/10			まちづくり推進部 建築指導課建築審査主査(構造担当)	03-5211-4310	
千代田区	千代田区マンション等の耐震促進事業(補強設計)	補助	○	○	昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築されたマンションで耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの。	管理組合、賃貸マンション所有者	750万円	10/10			まちづくり推進部 建築指導課建築審査主査(構造担当)	03-5211-4310	
千代田区	千代田区マンション等の耐震促進事業(耐震改修)	補助	○	○	昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築されたマンションで耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの。	管理組合、賃貸マンション所有者	23,650万円	2/3(5,000㎡超は1/3)			まちづくり推進部 建築指導課建築審査主査(構造担当)	03-5211-4310	
千代田区	千代田区マンション等の耐震促進事業(アドバイザー)	補助	○	○	昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築されたマンションで耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの。	管理組合	①13,650円 ②21,000円	①10/10 ②10/10	①耐震診断のアドバイス ②耐震改修等のアドバイス		まちづくり推進部 建築指導課建築審査主査(構造担当)	03-5211-4310	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
中央区	住宅・建築物等 耐震改修等支 援事業 (耐震診断)	補助	○	○	昭和56年5月31日以前に着工された緊急輸送道 路沿道等の建築物で、耐震改修促進法第6条第 三号の特定建築物等(規模要件等あり) ①住宅 ②業務商業建築物 ③賃貸マンション ④分譲マンション	対象建築物の所有者、管理 組合	①及び②100万円 ③200万円 ④400万円	①10/10 ②、③及び④2/3		都市整備部建築 課構造係	03- 3546- 5459	
		補助	○		昭和56年5月31日以前に着工された特定緊急輸 送道路沿道等の建築物で、耐震改修促進法第6 条第三号の特定建築物	対象建築物の所有者、管理 組合	2,000円/㎡(延べ面積1,000㎡以下の部分) 1500円/㎡(延べ面積1000㎡を超え2000㎡ 以内の部分) 1000円/㎡(延べ面積2000㎡を超える部 分) 3,000㎡以下の建築物は上記の金額に階 数×15万円を加算	10,000㎡以下の建築物及び 分譲マンション 10/10 10,000㎡を超え15,000㎡以下 の建築物 左欄の限度額× 1/3+770万円 15,000㎡を超える建築物 4/5		都市整備部建築 課構造係	03- 3546- 5459	
	住宅・建築物等 耐震改修等支 援事業 (補強設計)	補助	○	○	昭和56年5月31日以前に着工された緊急輸送道 路沿道等の建築物で、耐震改修促進法第6条第 三号の特定建築物等(規模要件等あり) ①住宅 ②賃貸マンション ③分譲マンション	対象建築物の所有者、管理 組合	①50万円 ②100万円 ③200万円	①10/10 ②及び③2/3		都市整備部建築 課構造係	03- 3546- 5459	
		補助	○		昭和56年5月31日以前に着工された特定緊急輸 送道路沿道等の建築物で、耐震改修促進法第6 条第三号の特定建築物	対象建築物の所有者、管理 組合	2,000円/㎡(延べ面積1,000㎡以下の部分) 1500円/㎡(延べ面積1000㎡を超え2000㎡ 以内の部分) 1000円/㎡(延べ面積2000㎡を超える部 分)	1/3		都市整備部建築 課構造係	03- 3546- 5459	
	住宅・建築物等 耐震改修等支 援事業 (耐震補強工 事)	補助	○	○	昭和56年5月31日以前に着工された緊急輸送道 路沿道等の建築物で、耐震改修促進法第6条第 三号の特定建築物等(規模要件等あり) ①住宅 ②賃貸マンション ③分譲マンション	対象建築物の所有者、管理 組合	①330万円 ②1,500万円+30万円×住戸数 ③3,000万円+30万円×住戸数	①2/3+30万円(高齢者世帯 等10/10) ②及び③2/3+30万円×住戸 数		都市整備部建築 課構造係	03- 3546- 5459	
		補助	○		昭和56年5月31日以前に着工された特定緊急輸 送道路沿道等の建築物で、耐震改修促進法第6 条第三号の特定建築物	対象建築物の所有者、管理 組合	47,300円/㎡ 一般住宅:32,600円/㎡ 免震工法等:80,000円/㎡ IS値<0.3:70950円	1/3(延べ面積5,000㎡以内の 部分) 1/6(延べ面積5,000㎡を超え る部分)		都市整備部建築 課構造係	03- 3546- 5459	
	住宅・建築物等 耐震改修等支 援事業 (除却)	補助	○		昭和56年5月31日以前に着工された特定緊急輸 送道路沿道等の建築物で、耐震改修促進法第6 条第三号の特定建築物	対象建築物の所有者、管理 組合	47,300円/㎡ 一般住宅32,600円/㎡ 免震工法等80,000円/㎡ 及び耐震補強工事相当額	1/3(延べ面積5,000㎡以内の 部分) 1/6(延べ面積5,000㎡を超え る部分)		都市整備部建築 課構造係	03- 3546- 5459	
	住宅・建築物等 耐震改修等支 援事業 (建替え)	補助	○		昭和56年5月31日以前に着工された特定緊急輸 送道路沿道等の建築物で、耐震改修促進法第6 条第三号の特定建築物	対象建築物の所有者、管理 組合	47,300円/㎡ 一般住宅32,600円/㎡ 免震工法等80,000円/㎡ 及び耐震補強工事相当額	1/3(延べ面積5,000㎡以内の 部分) 1/6(延べ面積5,000㎡を超え る部分)		都市整備部建築 課構造係	03- 3546- 5459	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
港区	港区建築物耐震診断助成事業	補助		○	昭56年5月31日以前に建築確認を受け、基準法に適合している緊急輸送道路沿道の建築物	所有者、区分所有者の代表	300万円	2/3		街づくり支援部都市計画課住宅支援係	03-3578-2111	2223 2224
	港区民間建築物耐震化促進事業	補助		○	昭56年5月31日以前に建築確認を受け、基準法に適合している緊急輸送道路沿道の建築物	所有者、区分所有者の代表	補強設計200万円 改修 ①分譲マンション7,000万円②賃貸マンション6,000万円③その他3,000万円 建替え・除却 ①分譲マンション3,500万円②賃貸マンション3,000万円③その他1,500万円	補強設計・改修2/3 建替え・除却1/3		街づくり支援部都市計画課住宅支援係	03-3578-2111	2223 2224
	港区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(診断)	補助	○		特定緊急輸送道路沿道の建築物	所有者、区分所有者の代表	イ 面積1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡以内 ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡以内 ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡以内 建築物等の延べ面積が3,000㎡未満の場合は、イからハマまでの合計に階数に15万円を乗じた額を加算した額以内	規模・用途等に応じて、10/10以内		街づくり支援部都市計画課住宅支援係	03-3578-2111	2223 2224
	港区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(設計)	補助	○		特定緊急輸送道路沿道の建築物	所有者、区分所有者の代表	イ 面積1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡以内 ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡以内 ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡以内	規模・用途等に応じて、5/6以内		街づくり支援部都市計画課住宅支援係	03-3578-2111	2223 2224
	港区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(改修)	補助	○		特定緊急輸送道路沿道の建築物	所有者、区分所有者の代表	47,300円/㎡に延べ面積(延べ面積10,000㎡までの部分)を乗じた額以内。	規模・用途等に応じて、5/6以内		街づくり支援部都市計画課住宅支援係	03-3578-2111	2223 2224
	港区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(建替え・除却)	補助	○		特定緊急輸送道路沿道の建築物	所有者、区分所有者の代表	47,300円/㎡に延べ面積(延べ面積10,000㎡までの部分)を乗じた額以内。	(建替え) 規模・用途に応じて、1/3以内 (除却) 規模・用途に応じて、1/3以内		街づくり支援部都市計画課住宅支援係	03-3578-2111	2223 2224

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先			
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線	
新宿区	建築物等耐震化支援事業	技術者派遣		○	昭和56年5月31日以前に着工された緊急輸送道路沿道の建築物					専門の技術者(NPO法人耐震総合安全機構)を無料で派遣し、耐震に関するアドバイスをを行う。併せて、簡易耐震診断(一次診断等)についても無料で行う	都市計画部地域整備課	03-5273-3829	4848
	建築物等耐震化支援事業	補助		○	・昭和56年5月31日以前に着工された緊急輸送道路沿道の建築物 ・建築物の高さが全面道路中央から建築物までの距離を超えていること	<耐震診断、補強設計> 【個人または法人】 ・住宅・マンションの場合は所有者等 ・住宅・マンション以外は所有者 【区分所有】 管理組合の総会決議を得た代表者または、共有持分の過半の承諾を得た代表者 <耐震改修工事> 上記の要件及び、下記の要件を満たすもの ・個人の場合、世帯全員の所得合計額が800万円以内であり、世帯全員が住民税を滞納していないこと ・法人の場合、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者分譲マンション管理組合	<耐震診断、補強設計> それぞれ上限200万円 2,000円/㎡(延べ面積1,000㎡以内の部分) 1,500円/㎡(延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分) 1,000円/㎡(延べ面積2,000㎡を超える部分) <耐震改修工事> 1億円	<耐震診断、補強設計、耐震改修工事> 2/3	<耐震診断、補強設計> 区が定めた指定機関において評価を受けたもの <耐震改修工事> ・Is値(構造耐震指標)を0.6未満から0.6以上に向上させるもの ・区が定めた指定機関において評価を受けた耐震診断・補強設計に基づいて耐震診断、補強設計に基づいて耐震改修工事をおこなったもの ・道路突出及び無接道でないこと	都市計画部地域整備課	03-5273-3829	4848	
	建築物等耐震化支援事業	補助	○		・昭和56年5月31日以前に着工された特定緊急輸送道路沿道の建築物 ・建築物の高さが全面道路中央から建築物までの距離を超えていること	<耐震診断、補強設計> 【個人または法人】 ・住宅・マンションの場合は所有者等 ・住宅・マンション以外は所有者 【区分所有】 管理組合の総会決議を得た代表者または、共有持分の過半の承諾を得た代表者 <耐震改修工事> 上記の要件を満たすもの及び、下記の要件のいずれかを満たすもの ・個人の場合、世帯全員が住民税を滞納していないこと ただし、下記のア～ウの要件によって補助率が異なる。 ア:個人であって、世帯全員の所得合計額が800万円以下 イ:中小企業基本法第2条に規定する中小企業者分譲マンション管理組合 ウ:アイ以外 <除却・建替> ・個人の場合、世帯全員が住民税を滞納していないこと	上限なし <耐震診断、補強設計> ・2,000円/㎡(延べ面積1,000㎡以内の部分) ・1,500円/㎡(延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分) ・1,000円/㎡(延べ面積2,000㎡を超える部分) ただし、耐震診断のみ、延べ面積3,000㎡未満の建物は上記合算金額に階数×15万円を加算 <耐震改修工事・除却・建替> 47,300円/㎡ (免震工法等の特殊工法は80,000円/㎡) ただし、住宅(マンションを除く)は32,600円/㎡	<耐震診断> ①分譲マンションまたは、15,000㎡以下の建築物:10/10 ただし、分譲マンション以外の建築物1/3+770万円 ②15,000㎡を超える建築物:4/5 <補強設計> 補助対象事業費300万円以下: 5/6 補助対象事業費300万円を超え600万円以下:1/2+100万円 補助対象事業費600万円を超える:1/3+200万円 <耐震改修工事> 左記ア～イの補助対象者(1)(2)のいずれか高い額 (1) ・延べ面積5,000㎡以下の部分:5/6(上限1億2,500万円) ・延べ面積5,000㎡を超える部分:1/6 (2) 緊急輸送道路の補助対象事業費の2/3(上限1億円) 左記ウの補助対象者 ・延べ面積5,000㎡以下の部分:1/3 ・延べ面積5,000㎡を超える部分:1/6 <除却・建替> ・延べ面積5,000㎡以下の部分:1/3	<耐震診断> 東京都と耐震化推進条例に基づく協定を結んだ団体による確認か、区の指定機関において評価を受けたもの <補強設計> 区が定めた指定機関において評価を受けたもの <耐震改修工事> ・耐震診断の結果、構造耐震指標が0.6未満であり、改修工事の結果、構造耐震指標が0.6以上となるもの ・区が定めた指定機関において評価を受けた耐震診断・補強設計に基づいて耐震診断、補強設計に基づいて耐震改修工事をおこなったもの ・道路突出及び無接道でないこと <除却・建替> ・耐震診断の結果、構造耐震指標が0.6未満であること	都市計画部地域整備課	03-5273-3829	4848	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路緊急 輸送	一般 道路緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
文京区	文京区耐震診断助成事業	補助		○	・昭56年以前に建築された建築物 ・東京都が定める緊急輸送道路沿道に接する建築物 ・高さが道路幅員の1/2を超える建築物	耐震設計・耐震改修工事の助成については、個人又は中小企業者の所有する建物で、過半を住宅の用途に供する建築物のみ対象	耐震診断の上限:特定建築物 100万円 耐震設計の上限:①非木造住宅 40万円 ②分譲マンション 200万円 耐震改修工事の上限:①非木造住宅 300万円 ②分譲マンション 1000万円	耐震診断:1/2 耐震設計:1/2 耐震改修工事:1/2		都市計画部地域整備課住環境整備担当	03-5803-1374	
	文京区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	補助	○		・昭56年以前に建築された建築物 ・東京都が定める特定緊急輸送道路沿道に接する建築物 ・高さが道路幅員の1/2を超える建築物	過半を住宅の用途に供する建築物については、耐震設計・耐震改修工事の追加補助有	耐震診断:延べ面積及び事業額による設計追加補助の上限:①分譲マンション以外の住宅等 20万円 ②分譲マンション 50万円 改修工事追加補助の上限:①分譲マンション以外の住宅等 150万円 ②分譲マンション 250万円	耐震診断:10/10 耐震設計:1/3~5/6 耐震改修工事:1/3~5/6 除却・建替え: 1/3		都市計画部地域整備課住環境整備担当	03-5803-1374	
台東区	台東区民間特定建築物耐震改修工事等助成	補助	○	○	昭56年5月31日以前に建築確認を受けた緊急輸送道路沿道建築物(耐震改修促進法第6条第3号の政令で定める建築物)	建築物の所有者で個人又は中小企業。ただし、分譲マンションの場合は管理組合又は管理組合法人。	〔耐震診断・補強設計〕 ①第1次緊急輸送道路:「限度額(㎡単価)による算定額」と実際の耐震診断費用のうちいずれか低い方の額 ②第2、3次緊急輸送道路: 延べ面積1,000以内:100万円 延べ面積1,000超え:200万円 〔改修工事〕 ①第1次緊急輸送道路:助成対象費用または実際の耐震診断費用のうちいずれか低い方の額 ②第2、3次緊急輸送道路: 延べ面積1,000以内:250万円 延べ面積1,000超え:1,500万円	〔耐震診断・補強設計〕 ①10/10 ②1/2 〔改修工事〕 ①面積区分により助成金額を算出 ②1/2	費用の限度額あり ※第1次緊急輸送道路においては、「建替え」の場合は耐震改修工事に要する費用相当分、「除却」の場合は耐震改修工事に要する費用以内かつ除却に要する費用以内とする。	都市づくり部建築課建築防災担当	03-5246-1335	
墨田区	墨田区緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業	補助	○	○	・建築物が墨田区内にあること。 ・昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。 ・緊急輸送道路に2m以上接する敷地に存する建築物であること。 ・助成の対象となる建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から緊急輸送道路である前面道路の境界線までの水平距離に、当該道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えたものを超える建築物であること。	・助成対象建築物等の所有者(複数いる場合は、その代表者) ・区分所有等である場合は、その代表者 ・所有者等から、耐震診断を行うことについて承諾を得た者	【特定緊急輸送道路沿道建築物の場合】 ・延べ面積が10,000㎡以下又は分譲マンション 次のうちいずれか低い額 ①助成対象経費 ②助成基準額 (ただし、3,000㎡未満の建築物の場合は15万円×建物の階数の額を加える) ・延べ面積が10,000㎡を超え15,000㎡以下の建築物(分譲マンションを除く) 次のうちいずれか低い額 ①助成対象経費 ②助成基準額×1/3+770万円 ・延べ面積が15,000㎡を超える建築物(分譲マンションを除く) 次のうちいずれか低い額 ①助成対象経費×4/5 ②助成基準額×4/5 ※助成基準額は面積による 【一般緊急輸送道路沿道建築物の場合】 助成対象経費×2/3(限度額200万円)		耐震診断の助成を受けるにあたり、確認書もしくは評定書の取得が必要	都市計画部建築指導課耐震化担当	03-5608-6269	3956

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定緊急輸送道路	一般緊急輸送道路	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
墨田区	墨田区分譲マンション・沿道建築物等耐震化促進補助事業	補助	○	○	以下の要件を全て満たす建築物 ・建築物が墨田区内にあること ・昭和56年5月31日以前に建てられた耐火または準耐火建築物 ・緊急輸送道路に2m以上接する敷地に存する建築物であること ・助成の対象となる建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から緊急輸送道路である前面道路の境界線までの水平距離に、当該道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えたものを超える建築物であること ・耐震診断により、Isが0.6未満もしくは倒壊の危険があると判断された建築物 ・評定機関の評定を取得した補強設計に基づく耐震改修工事を行うものであること	・助成対象建築物等の所有者(複数いる場合は、その代表者) ・区分所有等である場合は、その代表者 ・所有者等から、耐震改修等を行うことについて承諾を得たもの	【特定緊急輸送道路】 補強設計:補助対象経費×5/6(ただし、補助対象経費が300万円を超える場合は1/2+100万円) 耐震改修: 次の1、2を足した額 1.5,000㎡以下の部分については、補助対象経費×5/6 2.5,000㎡を超える部分については、補助対象経費×1/6 ただし、補助対象経費が3,000万円を超え6,000万円以内の場合は、1/2+1,000万円。 6,000万円を超える場合は1/3+2,000万円 建替え(耐震改修相当額): 次の1、2を足した額 1.5,000㎡以下の部分については、補助対象経費×5/6 2.5,000㎡を超える部分については、補助対象経費×1/6 ただし、補助対象経費が3,000万円を超え6,000万円以内の場合は、1/2+1,000万円。 6,000万円を超える場合は1/3+2,000万円 除却(耐震改修相当額): 補助対象経費×1/3(限度額1,000万円) 【一般緊急輸送道路】 補強設計:補助対象経費×2/3(限度額200万円) 耐震改修:補助基準額×2/3(限度額3,000万円) ※補助対象経費は、面積による補助基準額以内		・補助対象経費は、次に掲げる事業に要する経費となります。ただし、補助対象経費は補助基準額以内となります。 1.補強設計 2.耐震改修工事 3.建替え[耐震改修相当額](特定緊急輸送道路沿道建築物の場合に限る。) 4.除却[耐震改修相当額](特定緊急輸送道路沿道建築物の場合に限る。) ※2~4はいずれか一つの交付となります。 ・補強設計では、評定の取得が必要	都市計画部建築指導課耐震化担当	03-5608-6269	3956
江東区	民間建築物耐震促進事業	補助	○	○	昭56年5月31日以前に建築確認を受け、基準法に適合している民間建築物	建築物の所有者が法人の場合は大企業は対象外	耐震診断 200万円 耐震設計 200万円 耐震改修工事 2,000万円	2/3		都市整備部建築調整課建築防災係	03-3647-9764	2951
			○	○	昭56年5月31日以前に建築確認を受け、基準法に適合している民間建築物		建築物の状況により異なるため、要問合せのこと	同左		都市整備部建築調整課建築防災係	03-3647-9764	2951

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一 般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
品川区	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断支援事業(診断)	補助	○		①敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物 ②昭和56年5月31日以前に工事着手したもの ③前面道路幅員の1/2以上の高さのもの	建築物の所有者、管理組合の代表者	以下の(1)(2)のどちらか小さい方の額 (1)実際に耐震診断に要する額 (2)イからニの合計額 イ 面積1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡ ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡ ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡ ニ 建築物等の延べ面積が3,000㎡未満の場合は、階数に15万円を乗じた額	助成対象費用の10/10。 ただし、延べ面積が15,000㎡以下の建築物等(分譲マンション除く)は、助成対象費用の1/3に770万円を加えた額。 延べ面積が15,000㎡を超える建築物等(分譲マンション除く)は、助成対象費用の4/5。		都市環境事業部 都市計画課耐震化促進担当	03-5742-6634	3723
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断支援事業(設計)	補助	○		①敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物 ②昭和56年5月31日以前に工事着手したもの ③前面道路幅員の1/2以上の高さのもの	建築物の所有者、管理組合の代表者	以下の(1)(2)のどちらか小さい方の額 (1)実際に補強設計に要する額 (2)イからハの合計額 イ 面積1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡ ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡ ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡	助成対象費用が300万円以下の場合、助成対象費用の5/6。300万円を超え600万円以下の場合、助成対象費用の1/2に100万円を加えた額。600万円を超える場合は、助成対象費用の1/3に200万円を加えた額。		都市環境事業部 都市計画課耐震化促進担当	03-5742-6634	3723
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断支援事業(改修、建替、除却)	補助	○		①敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物 ②昭和56年5月31日以前に工事着手したもの ③前面道路幅員の1/2以上の高さのもの	建築物の所有者、管理組合の代表者	以下の(1)(2)(3)のいずれか小さい額 (1)実際に改修、建替えまたは除却に要する額 (2)47,300円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり473,000,000円以内。 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、上記47,300円/㎡を80,000円/㎡と読み替える。 (3)建替えまたは除却にあつては、耐震改修に要する額相当分	助成対象費用が3,750万円以下の場合、助成対象費用の5/6。3,750万円を超え7,500万円以下の場合、助成対象費用の1/2に1,250万円を加えた額。7,500万円を超える場合は、助成対象費用の1/3に2,500万円を加えた額。 5,000㎡を超える部分は助成対象費用の1/6。		都市環境事業部 都市計画課耐震化促進担当	03-5742-6634	3723
目黒区	目黒区建築物耐震診断助成	補助		○	①昭56年5月31日以前に建築確認を受け、基準法に適合している民間建築物 ②緊急輸送道路沿いの建築物で、高さが前面道路幅員の1/2を超えるもの ③3階以上かつ1000㎡以上の建築物	対象建築物の所有者(法人含む)または区分所有建築物の代表者(住民税・固定資産税完納)	200万円	50%		都市整備部建築課耐震化促進係	03-5722-9490	
	目黒区建築物耐震改修助成	補助		○	①昭56年5月31日以前に建築確認を受け、基準法に適合している民間建築物 ②緊急輸送道路沿いの建築物で、高さが前面道路幅員の1/2を超えるもの ③3階以上かつ1000㎡以上の建築物	対象建築物の所有者(法人含む)または区分所有建築物の代表者(住民税・固定資産税完納)	1500万円	2/3		都市整備部建築課耐震化促進係	03-5722-9490	
	目黒区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	補助	○		①昭56年5月31日以前に建築確認を受け、基準法に適合している民間建築物 ②特定緊急輸送道路沿いの建築物で、高さが前面道路幅員の1/2を超えるもの	対象建築物の所有者(法人含む)または区分所有建築物の代表者(住民税・固定資産税完納)		耐震診断 原則全額負担 耐震設計 1/3 耐震改修工事 分譲マンション、特定建築物のうち学校、体育館、病院、賃貸共同住宅、老人ホーム、老人福祉センター、幼稚園、保育所については、5千㎡以内の部分：助成対象事業費が2250万円以内の場合 5/6、助成対象事業費が2250万円を超え4500万円以内の場合 1/2+750万円、助成対象事業費が4500万円を超える場合 1/3+1500万円 5千㎡を超える部分：1/6 上記以外の建築物は1/3(1/6) 除却・建替1/3(1/6)		都市整備部建築課耐震化促進係	03-5722-9490	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
大田区	大田区建築物耐震診断助成事業	補助		○	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた民間建築物のうち、概ね建築基準法に適合しているもの。(ただし、補強コンクリートブロック造等の耐震診断基準のないものを除く。)	対象建築物の所有者。ただし、事業者は中小企業基本法第2条の規定に適合するもの。	200万円	4/5	耐震診断は、建築士事務所の建築士が行うこと。	まちづくり推進部 都市開発課防災 まちづくり担当	03- 5744- 1349	
	大田区建築物耐震改修計画・設計助成事業	補助		○	緊急輸送道路沿道の建築物で前面道路までの水平距離に原則として前面道路幅員1/2の距離を加えた高さを超える建物。	都が指定する緊急輸送道路沿道建築物の所有者。 ・耐震改修促進法第6条第3号の政令で定める建築物。 ・工事助成申請時に耐震診断・診断改修計画の評定を受けているもの。	200万円	2/3	区の耐震診断助成を受けた建築物。	まちづくり推進部 都市開発課防災 まちづくり担当	03- 5744- 1349	
	大田区建築物耐震改修工事助成事業	補助		○	緊急輸送道路沿道の建築物で前面道路までの水平距離に原則として前面道路幅員1/2の距離を加えた高さを超える建物。	・耐震改修促進法第6条第3号の政令で定める建築物。 ・工事助成申請時に耐震診断・診断改修計画の評定を受けているもの。	2,000万円	2/3	区の耐震診断助成を受けた建築物。構造耐震指標が、木造の場合1.0以上、非木造の場合0.6以上となる耐震改修工事であること。	まちづくり推進部 都市開発課防災 まちづくり担当	03- 5744- 1349	
	大田区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(診断)	補助	○		昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた民間建築物のうち、概ね建築基準法に適合しているもの。(ただし、補強コンクリートブロック造等の耐震診断基準のないものを除く。)			10/10 * 分譲マンションを除き100 00㎡以上で逓減あり。		まちづくり推進部 都市開発課防災 まちづくり担当	03- 5744- 1349	
	大田区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(計画・設計)			○	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた民間建築物のうち、概ね建築基準法に適合しているもの。(ただし、補強コンクリートブロック造等の耐震診断基準のないものを除く。)			5/6 * 助成対象費用が300万円 以上で逓減あり。		まちづくり推進部 都市開発課防災 まちづくり担当	03- 5744- 1349	
	大田区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(工事)			○	耐震化推進条例第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路の沿道建物で前面道路までの水平距離に原則として前面道路幅員1/2の距離を加えた高さを超える建物。			5/6 * 工事助成対象費用が300 0万円以上で逓減あり。 建替・除却は1/3 * 建替・除却は延べ面積によ り逓減あり。		まちづくり推進部 都市開発課防災 まちづくり担当	03- 5744- 1349	
	分譲マンション耐震化アドバイザー派遣	技術者派遣		○	○	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建てた①分譲マンション、②緊急輸送道路沿いの分譲マンション、③特定緊急輸送道路沿いの分譲マンション。	区内に存する対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者	区が全額負担		区と委託契約した団体から派遣。1建物につき4回まで。	まちづくり推進部 都市開発課防災 まちづくり担当	03- 5744- 1349

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
世田谷区	世田谷区分譲マンション・特定建築物耐震診断助成	補助		○	昭56年5月31日以前に建築確認を受けて建てた地上3階以上かつ1,000㎡以上の緊急輸送道路沿いの分譲マンション・特定建築物で、耐震改修促進法第6条第3号の政令で定める建築物であること。	区内に存する対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者	300万円	2/3	特定建築物:耐震改修促進法第6条第1項に掲げる民間の建築物	都市整備部建築調整課	03-5432-2468	
	世田谷区耐震改修アドバイザー派遣	技術者派遣	○	○	昭56年5月31日以前に建築確認を受けて建てた①分譲マンション、②沿道耐震化道路沿いの分譲マンション、③緊急輸送道路沿いの分譲マンション。(ただし、除外建築物あり)④特定緊急輸送道路沿道建築物	区内に存する対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者	区が全額負担		区と委託契約した団体を派遣。分譲マンションは1建物につき、耐震診断前3回、診断後2回、計5回まで。特定沿道建築物は1建物につき、耐震診断前2回、診断後1回、計3回まで。	都市整備部建築調整課	03-5432-2468	
	分譲マンション・特定建築物耐震改修計画・設計助成	補助		○	上記、耐震診断助成を受け診断した結果、構造耐震指標Is値が0.6未満相当と判定され、0.6以上とする設計をする建築物かつ耐火建築物または準耐火建築物で原則、検査済証を取得し、第三者機関の評定を受けるもの	区内に存する対象建築物を所有する個人、共有建築物の代表者 区民税を滞納していないこと	300万円	2/3		都市整備部建築調整課	03-5432-2468	
	分譲マンション・特定建築物耐震改修工事助成	補助		○	上記、耐震計画・設計助成を受けていること。	同上	6,000万円 ※H25年度に完了する工事に限り、1住戸につき30万円上乘せ	2/3		都市整備部建築調整課	03-5432-2468	
	世田谷区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	補助	○		昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建築物で、敷地が特定緊急輸送道路に接し、建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の1/2に相当する距離を加えたものに相当する高さの建築物	区内に存する対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者	—	【耐震診断】 ①1万㎡以下の建築物又は分譲マンション 10/10(但し面積単価あり) ②1万㎡を超え1万5千円以下の建築物 1/3+770万円 ③1万5千円を超える建築物 4/5 【補強設計】 ①助成対象事業費が450万円以内の場合 5/6 ②助成対象事業費が450万円を超え900万円以内の場合 1/2+150万円 ③助成対象事業費が900万円を超える場合 1/3+300万円 【耐震改修】 5千㎡以内の部分:①助成対象事業費が9千円以内の場合 5/6 ②助成対象事業費が9千円を超え1億8千円以内の場合 1/2+3千円 ③助成対象事業費が1億8千円を超える場合 1/3+6千円 5千㎡を超える部分:1/6 ※H25年度に完了する住宅・共同住宅の改修工事に限り、【建替え及び除却】 1/3 ※H25年度に完了する住宅・共同住宅の工事に限り、1住戸につき30万円上乘せ		都市整備部建築調整課	03-5432-2468	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
渋谷区	渋谷区緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業	補助		○	昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、基準法に適合している民間建築物のうち次の条件に該当するもの ① 分譲マンションであること ② 延べ床面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上であること ③ 建築物が複合用途であるときは延べ床面積の過半が居住の用途であること ④ 建築物の区分所有者の過半が当該建築物に居住する個人であること	分譲マンションの管理組合	耐震診断 300万円 耐震改修計画 300万円 耐震改修工事 2,000万円 (面積に応じ限度額を定める)	耐震診断 4/5 耐震改修計画 2/3 耐震改修工事 2/3 (延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡までは1/3)		都市整備部 まちづくり課 防災まちづくり係	03-3463-2647	
	渋谷区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	補助	○		① 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物であること ② 昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、基準法に適合している民間建築物であること ③ 建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の1/2に相当する距離を加えたものに相当する高さの建築物であること	・建築物の所有者 ・分譲マンションの管理組合、または区分所有者の代表者 ・複数者で共有となっている場合は、共有者全員で合意された代表者	耐震診断・補強設計・耐震改修、建替え及び除却に要する費用 (面積に応じ限度額を定める)	耐震診断 10/10 補強設計 1/3 耐震改修、建替え及び除却 1/3 (延べ面積が5,000㎡を超える部分は1/6)	区分所有者の過半が当該建築物に居住する個人である分譲マンションは、補強設計と耐震改修について5/6までの割増あり	都市整備部 まちづくり課 防災まちづくり係	03-3463-2647	
中野区	緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断助成事業	補助		○	耐火・準耐火建築物で、昭和56年5月31日以前に着工した建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第3号の政令で定める建築物	助成対象建築物の所有者、共有の建築物にあつては、共有者によって合意された代表者、区分所有建築物にあつては、その管理組合	750万円 (面積に応じ限度額を定める)	10/10	区が指定する閉塞を防ぐべき道路を含む	都市基盤部建築分野耐震化促進担当	03-3228-5576	
	緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修等助成事業	補助		○	耐火・準耐火建築物で、昭和56年5月31日以前に着工した建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第3号の政令で定める建築物	助成対象建築物の所有者、共有の建築物にあつては、共有者によって合意された代表者、区分所有建築物にあつては、その管理組合	3,000万円(設計+改修) (面積に応じ限度額を定める)	(設計+改修) 2/3 (但し、区指定道路沿道建築物に対し23%)	区が指定する閉塞を防ぐべき道路を含む	都市基盤部建築分野耐震化促進担当	03-3228-5576	
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業助成事業(耐震診断)	補助	○		・耐火・準耐火建築物で、昭和56年5月31日以前に着工した建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第3号の政令で定める建築物 ・中野区内路線のうち東京都耐震化推進条例第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路の沿道建築物	助成対象建築物の所有者、共有の建築物にあつては、共有者によって合意された代表者、区分所有建築物にあつては、その管理組合	2,000円/㎡(延べ面積1,000㎡以内の部分) 1,500円/㎡(延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分) 1,000円/㎡(延べ面積2,000㎡を超える部分)	助成対象基準額内において ①分譲マンションまたは、15,000㎡以下の建築物: 10/10 ②分譲マンション以外の建築物: 1/3+770万円 ③15,000㎡を超える建築物: 4/5	(診断)平成25年度まで	都市基盤部建築分野耐震化促進担当	03-3228-5576	
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業助成事業(補強設計・耐震改修)	補助	○		・耐火・準耐火建築物で、昭和56年5月31日以前に着工した建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第3号の政令で定める建築物 ・中野区内路線のうち東京都耐震化推進条例第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路の沿道建築物	助成対象建築物の所有者、共有の建築物にあつては、共有者によって合意された代表者、区分所有建築物にあつては、その管理組合	(補強設計) 2,000円/㎡(延べ面積1,000㎡以内の部分) 1,500円/㎡(延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分) 1,000円/㎡(延べ面積2,000㎡を超える部分) (耐震改修) 47,300円/㎡に延べ面積を乗じた額とし、473,000,000円/棟以内。ただし、住宅(マンションを除く。)にあつては、47,300円を32,600円と読み替	(設計)助成対象基準額内で助成対象事業費×5/6(中小企業以外1/3) ただし、助成対象事業費が750万円を超える場合、補助率変動あり (改修)助成対象基準額内で①助成対象事業費×5/6 ただし、助成対象事業費6,000万円又は延べ面積5,000㎡を超える場合、補助率変動あり ②所有者が法人の場合 中小企業以外1/3(5,000㎡越え1/6)	(設計)平成26年度まで(改修)平成27年度まで	都市基盤部建築分野耐震化促進担当	03-3228-5576	
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業助成事業(建替え・除却)	補助	○		・耐火・準耐火建築物で、昭和56年5月31日以前に着工した建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第3号の政令で定める建築物 ・中野区内路線のうち東京都耐震化推進条例第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路の沿道建築物	助成対象建築物の所有者、共有の建築物にあつては、共有者によって合意された代表者、区分所有建築物にあつては、その管理組合	耐震改修に要する費用相当額(ただし、既存建築物の耐震診断の結果、建築物をIs値0.6に改善するために必要な耐震改修工事金額(概算)を算出した額以内とする。)	助成対象事業費×1/3。ただし、延べ面積が5,000㎡を超える場合は、5,000㎡を超える部分については、助成対象事業費×1/6	(建替え・除却)平成27年度まで	都市基盤部建築分野耐震化促進担当	03-3228-5576	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先			
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線	
杉並区	木造以外の耐震化支援事業(アドバイザー派遣)	技術士派遣	○	○	・昭56年5月31日以前に建築された民間建築物	・建物の所有者(区分所有のマンションは管理組合の代表者) ・法人所有の建物は法人の代表者 ・中小企業基本法による中小企業者である会社	無料				都市整備部まちづくり推進課	03-3312-2111	3328 3329
	木造以外の耐震化支援事業(簡易診断)	技術士派遣		○	・アドバイザー派遣の結果、耐震診断や耐震改修の必要が明らかになったもの ・区が指定する建物(緊急道路障害物除去路線と指定された道路で一定要件に該当する物)	・建物の所有者(区分所有のマンションは管理組合の代表者) ・法人所有の建物は法人の代表者 ・中小企業基本法による中小企業者である会社	無料				都市整備部まちづくり推進課	03-3312-2111	3328 3329
	木造以外の耐震化支援事業(精密診断)	補助		○	・アドバイザー派遣や簡易診断の結果、精密診断が必要とされた建物 ・区が指定する建物(緊急道路障害物除去路線と指定された道路で一定要件に該当する物)	・建物の所有者(区分所有のマンションは管理組合の代表者) ・法人所有の建物は法人の代表者 ・中小企業基本法による中小企業者である会社 ・住民税を滞納していないこと	150万円	1/2	区の指定機関による評価が必要。		都市整備部まちづくり推進課	03-3312-2111	3328 3329
	木造以外の耐震化支援事業(耐震改修)	補助		○	・区の補助をうけ耐震診断した結果、耐震改修の必要が明らかになったもの ・区が指定する建物(緊急道路障害物除去路線と指定された道路で一定要件に該当する物)	・建物の所有者(区分所有のマンションは管理組合の代表者) ・法人所有の建物は法人の代表者 ・中小企業基本法による中小企業者である会社 ・住民税を滞納していないこと	1,000万円(耐震改修認定等の取得など一定の要件に該当するものは、4,000万円)	1/2	補強設計が、区の指定機関による評価を取得してあること。		都市整備部まちづくり推進課	03-3312-2111	3328 3329
	特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援事業(耐震診断)	補助	○		・アドバイザー派遣の結果、特定沿道建築物と判定され、耐震診断や耐震改修の必要が明らかになったもの	・建物の所有者(区分所有のマンションは管理組合の代表者) ・法人所有の建物は法人の代表者 ・住民税を滞納していないこと	2,000円/㎡(延べ面積1,000㎡以内の部分) 1,500円/㎡(延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分) 1,000円/㎡(延べ面積2,000㎡を超える部分) ただし、耐震診断のみ、延べ面積3,000㎡未満の建物は上記合算金額に階数×15万円を加算	1	区の指定機関による評価または、確認が必要。		都市整備部まちづくり推進課	03-3312-2111	3328 3329
	特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援事業(耐震補強設計)	補助	○		・区の補助をうけ耐震診断した結果、耐震改修の必要が明らかになったもの	・建物の所有者(区分所有のマンションは管理組合の代表者) ・法人所有の建物は法人の代表者 ・住民税を滞納していないこと	2,000円/㎡(延べ面積1,000㎡以内の部分) 1,500円/㎡(延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分) 1,000円/㎡(延べ面積2,000㎡を超える部分)	5/6	区の指定機関による評価・及び改修計画の認定等が必要。		都市整備部まちづくり推進課	03-3312-2111	3328 3329
	特定緊急輸送道路沿道建築物の支援事業(耐震改修)	補助	○		・区の補助をうけ耐震補強設計したもの。 Is≥0.6 木造の場合はIw≥1	・建物の所有者(区分所有のマンションは管理組合の代表者) ・法人所有の建物は法人の代表者 ・住民税を滞納していないこと	47,300円/㎡に延べ面積を乗じた額とし、473,000,000円/棟以内。ただし、住宅(マンションを除く。)にあっては、47,300円を32,600円と読み替える。	工事費が6,000万円までは5/6 6,000万円超えると低減あり	区の指定機関による評価・及び改修計画の認定等が必要。		都市整備部まちづくり推進課	03-3312-2111	3328 3329

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
豊島区	緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助事業	補助		○	昭56年5月31日以前に建築された緊急輸送道路沿道の建築物	建築物の所有者	100万円	2/3		都市整備部建築課許可・耐震グループ	03-3981-0590	
	緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助事業	補助		○	昭56年5月31日以前に建築された緊急輸送道路沿道の建築物で、補強設計によりIs値が0.6以上となるように耐震改修工事を行う等の条件を満たす建築物	建築物の所有者	1000万円	1/3		都市整備部建築課許可・耐震グループ	03-3981-0590	
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助事業	補助	○		昭56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路沿道の建築物	建築物の所有者	診断費用の額と区が指定する面積区分による単価によって得た額を比較し少ないもの	10/10		都市整備部建築課許可・耐震グループ	03-3981-0590	
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助事業	補助	○		昭56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路沿道の建築物	建築物の所有者	2,000円/㎡(延べ面積1,000㎡以内の部分) 1500円/㎡(延べ面積1000㎡を超え2000㎡以内の部分) 1000円/㎡(延べ面積2000㎡を超える部分)	1/3		都市整備部建築課許可・耐震グループ	03-3981-0590	
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等補助事業	補助	○		昭56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路沿道の建築物	建築物の所有者	47,300円/㎡ (免震工法等の特殊工法は80,000円/㎡) ただし、住宅(マンションを除く)は32,600円/㎡	最大で1/2 建替・除却は1/3 分譲マンションは最大で5/6		都市整備部建築課許可・耐震グループ	03-3981-0590	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
北区	緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震診断事業)	補助		○	昭56年5月31日以前に建築に着手した、緊急輸送道路沿道の建築物	建築物の所有者	100万円	4/5		まちづくり部建築課建築防災担当	03-3908-1240	
	緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震補強設計事業)	補助		○	①昭56年5月31日以前に建築に着手した、緊急輸送道路沿道の建築物②耐震診断の結果Is値が0.6未満のもの③改修後Is値が0.6以上に計画されるもの④耐震改修計画の認定を受けること	建築物の所有者	100万円	2/3		まちづくり部建築課建築防災担当	03-3908-1240	
	緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震改修・建替え工事事業)	補助		○	①昭56年5月31日以前に建築に着手した、緊急輸送道路沿道の建築物②耐震診断の結果Is値が0.6未満のもの③改修後Is値が0.6以上に計画されるもの④地震に対して安全な構造とする旨の勧告を受けたもの⑥耐震改修計画の認定を受けているもの	建築物の所有者	限度額は延べ面積に応じ①面積5,000㎡未満2000万円②5,000㎡以上10,000㎡未満2500万円③10,000㎡以上3,000万円	2/3 (ただし、延べ面積が5,000㎡を超える部分は1/3とし、10,000㎡を超える部分は助成対象外)		まちづくり部建築課建築防災担当	03-3908-1240	
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震診断事業)	補助	○		昭56年5月31日以前に建築に着手した、特定緊急輸送道路沿道の建築物	建築物の所有者	イからハまでの合計額(3000㎡未満の場合はさらに階数に15万円を乗じた額を加算) イ 面積1000㎡以内の部分は2000円/㎡以内 ロ 面積1000㎡を超えて2000㎡以内の部分は1500円/㎡以内 ハ 面積2000㎡を超える部分は1000円/㎡以内	10/10		まちづくり部建築課建築防災担当	03-3908-1240	
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震補強設計事業)	補助	○		①昭56年5月31日以前に建築に着手した、特定緊急輸送道路沿道の建築物②耐震診断の結果Is値が0.6未満のもの③改修後Is値が0.6以上に計画されるもの④耐震改修計画の認定を受けること	建築物の所有者	助成対象費用の限度額 イからハまでの合計額 イ 面積1000㎡以内の部分は2000円/㎡以内 ロ 面積1000㎡を超えて2000㎡以内の部分は1500円/㎡以内 ハ 面積2000㎡を超える部分は1000円/㎡以内	助成対象費用が 150万円以内:5/6 150万円を超え300万円以内:1/2+50万円 300万円超:1/3+100万円		まちづくり部建築課建築防災担当	03-3908-1240	
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震改修・建替え工事事業)	補助	○		①昭56年5月31日以前に建築に着手した、特定緊急輸送道路沿道の建築物②耐震診断の結果Is値が0.6未満のもの③改修後Is値が0.6以上に計画されるもの④地震に対して安全な構造とする旨の区による勧告を受けたもの⑤耐震改修計画の認定を受けているもの	建築物の所有者	助成対象費用の限度額 延べ面積に47300円/㎡(住宅(マンションを除く)32600円/㎡、免震工法80000円/㎡)を乗じた額かつ1棟あたり473百万円耐震改修工事に要する費用相当分以内	助成対象費用が 3000万円以内:5/6 3000万円を超え6000万円以内:1/2+1000万円 6000万円超:1/3+2000万円 (ただし、延べ面積が5,000㎡を超える部分の助成対象費用が、1500万円以内の場合は助成対象費用の1/2、1500万円を超える場合は1/6+500万円)		まちづくり部建築課建築防災担当	03-3908-1240	
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(除却事業)	補助	○		①昭56年5月31日以前に建築に着手した、特定緊急輸送道路沿道の建築物②耐震診断の結果Is値が0.6未満のもの③改修後Is値が0.6以上に計画されるもの④地震に対して安全な構造とする旨の区による勧告を受けたもの	建築物の所有者	延べ面積に47300円/㎡(住宅(マンションを除く)32600円/㎡)を乗じた額かつ1棟あたり473百万円耐震改修工事に要する費用相当分以内	1/3 (ただし、延べ面積が5,000㎡を超える部分については、助成対象費用の1/6)		まちづくり部建築課建築防災担当	03-3908-1240	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
荒川区	特定緊急輸送 道路沿道建物 耐震化推進事業 (耐震診断支援事業)	補助	○		・昭56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路沿道建物 ・耐震診断結果について3団体で確認を受けたもの ・平成26年3月31日までに耐震診断を完了したものの	・対象建物の所有者 ・分譲マンション管理組合又は区分所有者の代表者	①延べ面積1,000㎡以内の部分2,000円/㎡以内 ②延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分1,500円/㎡以内 ③延べ面積2,000㎡を超える部分1,000円/㎡以内 ④延べ面積が3,000㎡未満の場合①+②+③+階数×15万円	10/10(4/5)		防災都市づくり部 防災街づくり推進課	03-3802-3111	2826 2827
	特定緊急輸送 道路沿道建物 耐震化推進事業 (耐震補強設計支援事業)	補助	○		・昭56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路沿道建物 ・区の耐震診断支援事業を受けた建物 ・評定を受けたもの ・平成27年3月31日までに耐震補強設計を完了したものの	・対象建物の所有者 ・分譲マンション管理組合又は区分所有者の代表者	①延べ面積1,000㎡以内の部分2,000円/㎡以内 ②延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分1,500円/㎡以内 ③延べ面積2,000㎡を超える部分1,000円/㎡以内	5/6 1/2+50万 1/3+100万		防災都市づくり部 防災街づくり推進課	03-3802-3111	2826 2827
	特定緊急輸送 道路沿道建物 耐震化推進事業 (耐震補強工事支援事業)	補助	○		・昭56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路沿道建物 ・区の耐震補強設計支援事業を受けた建物 ・平成28年3月31日までに耐震補強工事を完了したものの	・対象建物の所有者 ・分譲マンション管理組合又は区分所有者の代表者	延べ面積×47,300円/㎡ 免震工法等による場合 延べ面積×80,000円/㎡ 住宅(マンションを除く)の場合 延べ面積×32,600円/㎡	5/6 1/2+550万 1/3+1,100万		防災都市づくり部 防災街づくり推進課	03-3802-3111	2826 2827
	特定緊急輸送 道路沿道建物 耐震化推進事業 (耐震建替え工事支援事業)	補助	○		・昭56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路沿道建物 ・区の耐震診断支援事業を受けた建物 ・平成28年3月31日までに耐震建替え工事を完了したものの	・対象建物の所有者 ・分譲マンション管理組合又は区分所有者の代表者	耐震補強工事費用相当分 延べ面積×47,300円/㎡ 免震工法等による場合 延べ面積×80,000円/㎡ 住宅(マンションを除く)の場合 延べ面積×32,600円/㎡	5/6 1/2+825万 1/3+1,650万		防災都市づくり部 防災街づくり推進課	03-3802-3111	2826 2827
	特定緊急輸送 道路沿道建物 耐震化推進事業 (除却工事支援事業)	補助	○		・昭56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路沿道建物 ・区の耐震診断支援事業を受けた建物 ・平成28年3月31日までに除却工事を完了したものの	・対象建物の所有者 ・分譲マンション管理組合又は区分所有者の代表者	除却工事費用相当分 延べ面積×30,000円/㎡	1/3		防災都市づくり部 防災街づくり推進課	03-3802-3111	2826 2827
	非木造建物耐震化推進事業 (耐震診断支援事業)	補助		○	・昭56年5月31日以前に建築された一般緊急輸送道路沿道建物	・対象建物の所有者(法人の場合は、中小企業者(宅建業者を除く)) ・分譲マンション管理組合又は区分所有者の代表者	100万円	2/3	耐震診断に必要な設計図書が備わっていること	防災都市づくり部 防災街づくり推進課	03-3802-3111	2826 2827
	非木造建物耐震化推進事業 (耐震補強設計支援事業)	補助		○	・昭56年5月31日以前に建築された一般緊急輸送道路沿道建物 ・区の耐震診断支援事業を受けた建物 ・延べ面積500㎡以上の建物は評定を受けたもの	・対象建物の所有者(法人の場合は、中小企業者(宅建業者を除く)) ・分譲マンション管理組合又は区分所有者の代表者	100万円	2/3		防災都市づくり部 防災街づくり推進課	03-3802-3111	2826 2827
	非木造建物耐震化推進事業 (耐震補強工事支援事業)	補助		○	・昭56年5月31日以前に建築された一般緊急輸送道路沿道建物 ・区の耐震補強設計支援事業を受けた建物	・対象建物の所有者(法人の場合は、中小企業者(宅建業者を除く)) ・分譲マンション管理組合又は区分所有者の代表者	1,000万円	2/3		防災都市づくり部 防災街づくり推進課	03-3802-3111	2826 2827
	非木造建物耐震化推進事業 (耐震建替え工事支援事業)	補助		○	・昭56年5月31日以前に建築された一般緊急輸送道路沿道建物 ・区の耐震診断支援事業を受けた建物	・対象建物の所有者(法人の場合は、中小企業者(宅建業者を除く)) ・分譲マンション管理組合又は区分所有者の代表者	1,500万円	2/3		防災都市づくり部 防災街づくり推進課	03-3802-3111	2826 2827

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定緊急輸送道路	一般緊急輸送道路	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
板橋区	建築物耐震診断経費助成	補助		○	・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたS・RC・SRC造のマンション・建築物 ・緊急輸送道路に接している ・高さが緊急輸送道路幅員の1/2を超えるもの	・マンション管理組合の代表 又は、区分所有者の代表 ・対象建築物所有者	240万円 (面積単価の上限あり)	4/5		都市整備部建築指導課 構造グループ	03-3579-2579	
	建築物耐震補強設計経費助成	補助		○	・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたS・RC・SRC造のマンション・建築物 ・緊急輸送道路に接している ・高さが緊急輸送道路幅員の1/2を超えるもの ・耐震診断の結果、Is値が0.6未満である	・マンション管理組合の代表 又は、区分所有者の代表 ・対象建築物所有者	100万円 (面積単価の上限あり)	1/3		都市整備部建築指導課 構造グループ	03-3579-2579	
	建築物耐震改修等工事費助成	補助		○	・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたS・RC・SRC造のマンション・建築物 ・緊急輸送道路に接している ・高さが緊急輸送道路幅員の1/2を超えるもの ・耐震診断の結果、Is値が0.6未満である	・マンション管理組合の代表 又は、区分所有者の代表 ・対象建築物所有者 ・住民税等を滞納していない	【改修工事】 4,000万円 (面積単価の上限あり)	2/3 (延べ面積が5,000㎡を超える部分は1/3)	・Is値が0.6相当以上となる工事であること	都市整備部建築指導課 構造グループ	03-3579-2579	
特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成(耐震診断助成)		補助	○		・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたS・RC・SRC造の建築物(延べ面積が10,000㎡以下のもの)又は分譲マンション ・特定緊急輸送道路に接している ・高さが特定緊急輸送道路幅員の1/2を超えるもの	・マンション管理組合の代表 又は、区分所有者の代表 ・対象建築物所有者	なし (面積単価の上限あり)	10/10		都市整備部建築指導課 構造グループ	03-3579-2579	
					・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたS・RC・SRC造の建築物(延べ面積が10,000㎡~15,000㎡以下のもの) ・特定緊急輸送道路に接している ・高さが特定緊急輸送道路幅員の1/2を超えるもの	・対象建築物所有者	1/3+770万円					
					・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたS・RC・SRC造の建築物(延べ面積が15,000㎡を超えるもの) ・特定緊急輸送道路に接している ・高さが特定緊急輸送道路幅員の1/2を超えるもの		4/5					
特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成(改修設計助成)		補助	○		・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたS・RC・SRC造のマンション・建築物 ・特定緊急輸送道路に接している ・高さが特定緊急輸送道路幅員の1/2を超えるもの ・耐震診断の結果、Is値が0.6未満である	・マンション管理組合の代表 又は、区分所有者の代表 ・対象建築物所有者	なし (面積単価の上限あり)	1/3	評定を受けること	都市整備部建築指導課 構造グループ	03-3579-2579	
特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成(耐震改修等工事費助成)		補助	○		・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたS・RC・SRC造のマンション・建築物 ・特定緊急輸送道路に接している ・高さが特定緊急輸送道路幅員の1/2を超えるもの ・耐震診断の結果、Is値が0.6未満である	・マンション管理組合の代表 又は、区分所有者の代表 ・対象建築物所有者	なし (面積単価の上限あり)	【改修工事】 5/6(6,000万円を超える場合は低減あり) (延べ面積5,000㎡を超える部分は1/6~1/2)	・Is値が0.6相当以上となる工事であること	都市整備部建築指導課 構造グループ	03-3579-2579	
【建替え・除却】 1/3(延べ面積5,000㎡を超える部分は1/6)	・補助率は、建替え、除却、耐震改修に要する費用の最小額に対するもの											
耐震化アドバイザー派遣事業	技術者派遣		○	○	・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたS・RC・SRC造のマンション・建築物(プレハブ造・軽量鉄骨造は除く)	・マンション管理組合の代表 又は、区分所有者の代表 ・対象建築物所有者	区が負担		アドバイザー(建築士等)を派遣し、耐震化に関する相談に応じる。	都市整備部建築指導課 構造グループ	03-3579-2579	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
練馬区	民間建築物耐震改修工事等助成事業	補助		○	昭56年5月以前に建築確認を取得した建築物で、地上3階建以上、耐火・準耐火建築物、高さ一定以上 (都市計画などにより建築制限のある一部の地域は、助成対象外となる場合がある。)	・対象建築物所有者 ・マンション管理組合の代表 又は、区分所有者の代表 ・住民税等を滞納していないこと。	診断:200万円 設計:450万円 改修工事:6000万円 (面積単価の上限あり)	診断:2/3 設計:2/3 改修工事:1/2		都市整備部建築課 耐震化促進係	03-5984-1938	
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成	補助	○		昭56年5月以前に新築の工事着手した建築物で、耐火・準耐火建築物、前面道路幅員のおおむね1/2以上の高さの建築物 (都市計画などにより建築制限のある一部の地域は、助成対象外となる場合がある。)	・対象建築物所有者 ・マンション管理組合の代表 又は、区分所有者の代表 ・住民税等を滞納していないこと。	診断:なし 設計:560万円 改修工事:なし 除却・建替工事:なし (面積単価の上限あり)	診断:3/3 設計:5/6 改修工事:1/6~5/6 除却・建替工事:1/3(延べ面積5,000㎡を超える部分は1/6)		都市整備部建築課 耐震化促進係	03-5984-1938	
	民間建築物耐震化支援事業(耐震相談アドバイザー派遣)	技術者派遣	○	○	昭56年5月以前に建築確認を取得した建築物で、高さ一定以上	対象建築物所有者 ・マンション管理組合の代表 又は、区分所有者の代表	—	—	耐震相談アドバイザー派遣 対象者からの申請に応じ、アドバイザー(区で委託する団体を派遣)が、耐震に関する調査・相談を行う。	都市整備部建築課 耐震化促進係	03-5984-1938	
足立区	耐震診断助成事業	補助		○	昭56年5月31日以前の耐震基準で建築された特定建築物	対象建築物の所有者(不動産業者は除く)	500万円	1/2		都市建設部建築安全課建築防災係	03-3880-5317	
	耐震改修計画の策定	補助		○	昭56年5月31日以前の耐震基準で建築された非木造の特定建築物で、耐震診断助成を受けて実施した耐震診断の結果、耐震性が不足しているものと判定されたもの	対象建築物の所有者(不動産業者は除く)	300万円	1/2	補強設計	都市建設部建築安全課建築防災係	03-3880-5317	
	特定建築物耐震改修工事助成	補助		○	耐震診断の結果、耐震性が不足しているものと判定された旧耐震基準で建築された特定建築物	耐震改修計画について、評定及び認定を取得したもの	2000万円	1/2	現行の耐震基準に適合させるための耐震改修であること	都市建設部建築安全課建築防災係	03-3880-5317	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
葛飾区	葛飾区民間建築物耐震診断助成制度	補助		○	昭和56年5月31日以前に建築された木造以外の緊急輸送道路沿道に建つ分譲マンション(3階建以上延べ面積1,000㎡以上、店舗等併用の場合は住宅部分の面積が過半のものを含む。)	管理組合(区分所有者等の1/2以上の同意が必要)等	300万	1/2		都市整備部建築課指導・耐震促進係	03-5654-8552	
	葛飾区民間建築物耐震改修設計助成制度	補助		○	昭和56年5月31日以前に建築された木造以外の緊急輸送道路沿道に建つ分譲マンション(3階建以上延べ面積1,000㎡以上、店舗等併用の場合は住宅部分の面積が過半のものを含む。)で、区の助成による耐震診断の結果、耐震改修が必要とされたもの	管理組合(区分所有者等の1/2以上の同意が必要)等	300万	1/2		都市整備部建築課指導・耐震促進係	03-5654-8552	
	葛飾区民間建築物耐震改修助成制度	補助		○	昭和56年5月31日以前に建築された木造以外の緊急輸送道路沿道に建つ分譲マンション(3階建以上延べ面積1,000㎡以上、店舗等併用の場合は住宅部分の面積が過半のものを含む。)で、区の助成による耐震診断の結果、耐震改修が必要とされたもの	管理組合(区分所有者等の1/2以上の同意が必要)等	4,000万	1/2 (5,000㎡を超え10,000㎡までは1/3)		都市整備部建築課指導・耐震促進係	03-5654-8552	
	葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成制度	補助	○		<p>【診断】 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物で特定緊急輸送道路に面し、その高さが道路幅のおおむね1/2を超えるもの。</p> <p>【改修設計】 区の耐震診断助成を受けた建築物のうち、補強が必要と判断された建築物で、建築基準法に著しく違反していないもの。</p> <p>【改修】 区の耐震改修設計助成を受けた建築物のうち、建築基準法に著しく違反していないもの。かつ、耐震補強設計等の評定結果が安全性を満足する建築物。</p> <p>【建替え】 区の耐震診断助成を受けた建築物のうち、補強が必要と判断された建築物。</p> <p>【除却】 区の耐震診断助成を受けた建築物のうち、補強が必要と判断された建築物。</p>	<p>・特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の所有者</p> <p>・分譲マンションの管理組合又は区分所有者の代表者</p> <p>・共同で所有する建築物等の共有者全員によって合意された代表者</p>	<p>【診断】 対象建築物の延べ面積に対し、 ①1,000㎡以下の部分:2,000円/㎡ ②1,000㎡超~2,000㎡以下の部分:1,500円/㎡ ③2,000㎡超の部分:1,000円/㎡ ④延べ面積が3,000㎡未満の対象建築物1階当たり150,000円を加算 ※①~④の合計と実費費用を比較し低い額</p> <p>【改修設計】 対象建築物の延べ面積に対し、 ①1,000㎡以下の部分:2,000円/㎡ ②1,000㎡超~2,000㎡以下の部分:1,500円/㎡ ③2,000㎡超の部分:1,000円/㎡ ※①~③の合計と実費費用を比較し低い額</p> <p>【改修】 『一般的な耐震改修工事』 ≪住宅(分譲マンション除く)の場合≫ ①対象建築物の延べ面積×32,600円/㎡ かつ、1棟当たり473,000,000円以内 ※①の合計と実費費用を比較し低い額 ≪上記以外の場合≫ ②対象建築物の延べ面積×47,300円/㎡ かつ、1棟当たり473,000,000円以内 ※②の合計と実費費用を比較し低い額 『免震工法等の特殊工法』 ③対象建築物の延べ面積×80,000円/㎡ かつ、1棟当たり473,000,000円以内 ※③の合計と実費費用を比較し低い額</p> <p>【建替え】 耐震改修工事に要する費用相当分とする。 (算定は既存建築物の延べ面積)</p> <p>【除却】 耐震改修工事に要する費用以内、かつ除却に要する費用以内とする。</p>	<p>【診断】 助成対象費10/10 『10,000㎡超~15,000㎡以下の建築物(分譲マンション除く)』 助成対象費の1/3+770万円以内 『15,000㎡超の建築物(分譲マンション除く)』 助成対象費の4/5以内</p> <p>【改修設計】 助成対象費の5/6 【改修・建替え・除却】 『5,000㎡以下の部分』 助成対象費の5/6 『5,000㎡超の部分』 助成対象費の1/2</p>	都市整備部建築課指導・耐震促進係	03-5654-8552		

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
江戸川区	江戸川区耐震アドバイザー派遣制度	技術者派遣	○	○	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建築物で、高さが当該道路幅員の1/2と全面空地の幅を加えた幅の合計以上であること	対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者	区が全額負担	10/10	建築物所有者の求めに応じ、区が委託する団体が派遣する耐震アドバイザーが、耐震化に関する相談を行う。	都市開発部建築指導課構造係	03-5662-1106	2537
	江戸川区建築物耐震診断助成事業	補助	○	○	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建築物で、高さが当該道路幅員の1/2と全面空地の幅を加えた幅の合計以上であること ①特定緊急輸送道路沿道建築物 ②一般緊急輸送道路沿道建築物	対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者 (分譲マンションの場合は、区分所有者の1/2以上の同意が必要)	補助限度額なし	① ・10,000㎡以下の建築物又は分譲マンション10/10 ・分譲マンションを除く、10,000㎡超、15,000㎡以下の建築物1/3+770万円まで ・同、15,000㎡超の建築物4/5 ②4/5	助成対象経費に面積による限度あり。 ・1,000㎡以下の部分2,000円/㎡ ・2,000㎡以下の部分1,500円/㎡ ・2,000㎡超の部分1,000円/㎡ ①への補助率の優遇は25年度まで。	都市開発部建築指導課構造係	03-5662-1106	2537
	江戸川区建築物耐震改修設計助成事業	補助	○	○	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建築物で、高さが当該道路幅員の1/2と全面空地の幅を加えた幅の合計以上であること ①特定緊急輸送道路沿道建築物 ②一般緊急輸送道路沿道建築物	対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者 (分譲マンションの場合は、区分所有者の3/4以上の同意が必要)	補助限度額なし	①5/6 ②2/3	助成対象経費に面積による限度あり。 ・1,000㎡以下の部分2,000円/㎡ ・2,000㎡以下の部分1,500円/㎡ ・2,000㎡超の部分1,000円/㎡ ①への補助率の優遇は26年度まで。	都市開発部建築指導課構造係	03-5662-1106	2537
	江戸川区建築物耐震改修工事等助成事業	補助	○	○	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建築物で、高さが当該道路幅員の1/2と全面空地の幅を加えた幅の合計以上であること ①特定緊急輸送道路沿道建築物 ②一般緊急輸送道路沿道建築物	対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者 (分譲マンションの場合は、区分所有者の3/4以上の同意が必要)	補助限度額なし	① ・工事の場合5/6(5,000㎡超の部分1/2) ・建替、除却の場合1/3(5,000㎡超の部分1/6) ・Is値0.3未満の加算部分(拡充部分)は1/2(5,000㎡超の部分1/4) ② ・2/3(5,000㎡超の部分1/3)	・助成対象経費に面積等による限度あり。 47,300円/㎡、かつ、473,000円/棟 ・免震工法等の特殊工法は80,000円/㎡ ・Is値0.3未満は70,950円/㎡ ・①への補助率の優遇は27年度まで。	都市開発部建築指導課構造係	03-5662-1106	2537

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
八王子市	緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進アドバイザー派遣事業	専門家派遣	○	○	昭56年5月31日以前に建築された緊急輸送道路に接する建築物で、当該道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建築物	対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者	市が全額負担	10/10	建築物所有者の求めに応じ、市に登録するアドバイザーを派遣し、耐震化に関する相談を行う。	まちなみ整備部 住宅政策課	042-620-7260	3404
	一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震診断事業)	補助		○	①昭56年5月31日以前に建築された一般緊急輸送道路に接する建築物で、当該道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建築物 ②建築基準法及びその他関係法令等に違反していない建築物について行うもの	対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者	面積区分による助成基準単価が上限で予算の範囲内	4/5		まちなみ整備部 住宅政策課	042-620-7260	3404
	一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震補強設計事業)	補助		○	①昭56年5月31日以前に建築された一般緊急輸送道路に接する建築物で、当該道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建築物②耐震診断の結果Is値が0.6未満のもの③改修後Is値が0.6以上に計画されるもの④建築基準法及びその他関係法令等に違反していない建築物について行うもの	対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者	面積区分による助成基準単価が上限で予算の範囲内	2/3		まちなみ整備部 住宅政策課	042-620-7260	3404
	一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震改修工事業)	補助		○	①昭56年5月31日以前に建築された一般緊急輸送道路に接する建築物で、当該道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建築物②耐震診断の結果Is値が0.6未満のもの③改修後Is値が0.6以上に計画されたもの④建築基準法及びその他関係法令等に違反していない建築物について行うもの	対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者	面積区分による助成基準単価が上限で473,000,000/1棟を限度とし、予算の範囲内	2/3(1/3)		まちなみ整備部 住宅政策課	042-620-7260	3404
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震診断事業)	補助	○		昭56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路に接する建築物で、当該道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建築物	対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者	面積区分による助成基準単価が上限で予算の範囲内	10/10(4/5)		まちなみ整備部 住宅政策課	042-620-7260	3404
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震補強設計事業)	補助	○		①昭56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路に接する建築物で、当該道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建築物②耐震診断の結果Is値が0.6未満のもの③改修後Is値が0.6以上に計画されるもの④建築基準法及び関係法令に著しい違反がないものまたは、改修することにより解消される計画のもの	対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者	面積区分による助成基準単価が上限で予算の範囲内	5/6		まちなみ整備部 住宅政策課	042-620-7260	3404
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震改修工事業)	補助	○		①昭56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路に接する建築物で、当該道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建築物②耐震診断の結果Is値が0.6未満のもの③改修後Is値が0.6以上に計画されたもの④建築基準法及び関係法令に著しい違反がないものまたは、改修することにより解消されるもの	対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者	面積区分による助成基準単価が上限で473,000,000/1棟を限度とし、予算の範囲内	5/6(1/2)		まちなみ整備部 住宅政策課	042-620-7260	3404

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
立川市	緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震診断助成)	補助	○	△一部	①建築物等の敷地が特定緊急輸送道路又は市の要綱別表第1で定める緊急輸送道路に接するもの ②昭和56年6月1日施行の耐震基準改正前に建築された建築物 ③道路幅員の概ね1/2以上の高さの建築物	対象建築物の所有者	①面積1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡以内 ②面積1,000㎡超～2,000㎡以下の部分は1,500円/㎡以内 ③面積2,000㎡を超える部分1,000円/㎡以内。 延べ面積が3,000㎡未満の場合は、①から③までの合計に階数に150,000円を乗じた額を加算した額以内	10/10 ただし、延べ面積が10,000㎡を超えて15,000㎡以下の建築物等(分譲マンション除く)は、助成対象費用の1/3に770万円を加えた額以内。延べ面積が15,000㎡を超える建築物等(分譲マンション除く)は、助成対象費用の4/5以内。		市民生活部住宅課	042-528-4384	
	緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(補強設計助成)	補助	○	△一部	①耐震診断の結果、Is値が0.6未満相当若しくはIw値が1.0未満相当であること	対象建築物の所有者	①面積1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡以内 ②面積1,000㎡超～2,000㎡以下の部分は1,500円/㎡以内 ③面積2,000㎡を超える部分1,000円/㎡以内。	助成対象費用の5/6	①建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針別添の指針に適合する水準にあるか否かについて評価を受けたものであること ②建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正をする設計を同時に行うものであること	市民生活部住宅課	042-528-4384	
	緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震改修等助成)	補助	○	△一部	①耐震改修後にIs値が0.6相当以上若しくはIw値が1.0相当以上となるよう計画された事業であること	対象建築物の所有者	①47,300円/㎡に延べ面積を乗じた額とし、473,000,000円/棟以内。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、47,300円/㎡を80,000円/㎡と読み替える。 ②建替えを行う場合にあっては、耐震改修に要する費用相当分とする。 ③除却を行う場合にあっては、耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内とする。 なお、住宅(マンションを除く。)にあっては、47,300円を32,600円と読み替える。	助成対象費用の5/6 ただし、5,000㎡を超える部分については5/10	①建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針別添の指針に適合する水準にあるか否かについての評価を取得して行うものであること ②建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正が同時になされるものであること	市民生活部住宅課	042-528-4384	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
武蔵野市	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業	補助	○		特定緊急輸送道路の沿道で、敷地が特定緊急輸送道路に接し 昭和56年5月以前に新築されたもので高さが道路幅員のおおむね2分の1以上であること	特定緊急輸送道路沿道建築物所有者	次のうちのいずれか低い額、実際に耐震診断に要する費用が助成対象基準額(延べ面積×助成基準単価)1,000平方メートル以下の分2,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の部分 1,500円、2,000平方メートルを超える部分 1,000円(延べ面積が1,000平方メートル未満の場合は、1階当たり15万円を加算)	10/10 延べ面積が10000㎡を超え15000㎡以下の建築物等(分譲マンションを除く。)については、1/3に770万円を加算した額 延べ面積が15000㎡を超える建築物(分譲マンションを除く。)については4/5		都市整備部住宅対策課	0422-60-1905	2871
	特定緊急輸送道路沿道建築物補強設計助成事業	補助	○		特定緊急輸送道路の沿道で、敷地が特定緊急輸送道路に接し 昭和56年5月以前に新築されたもので高さが道路幅員のおおむね2分の1以上であること 建築基準法の規定に重大な不適合がある場合は是正する設計と同時に行うこと	特定緊急輸送道路沿道建築物所有者	次のうちのいずれか低い額、実際に補強設計に要する費用が助成対象基準額(延べ面積×助成基準単価)1,000平方メートル以下の部分 2,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の部分 1,500円、2,000平方メートルを超える分1,000円	5/6		都市整備部住宅対策課	0422-60-1905	2871
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修、建替え及び除却助成事業	補助	○		特定緊急輸送道路の沿道で、敷地が特定緊急輸送道路に接し 昭和56年5月以前に新築されたもので高さが道路幅員のおおむね2分の1以上であること Is値が0.6未満相当もしくはIw値が1.0未満相当であり、耐震改修後にIs値が0.6以上またはIw値が1.0相当以上となる耐震改修を実施するものであること 建築基準法の規定に重大な不適合がある場合は是正する改修と同時に行うこと	特定緊急輸送道路沿道建築物所有者	次のうちのいずれか低い額、実際に耐震改修工事に要する費用(除却、建替え工事は耐震改修相当額)が助成対象基準額(1平方メートル当たりの上限額)一般的な耐震改修工事 47,300円ただし、免震工法等の特殊工法 80,000円 Is値が0.3未満の建築物の耐震改修工事を実施する場合は面積当たりの単価と70,950円を比較して低い額から47,300円を引いた額を面積当たりの単価とし、当該面積当たりの単価に面積を乗じた額を加算	5/6 (ただし、延べ面積が5,000㎡を超える部分は1/2) 加算の基礎となる額の1/2(5,000㎡を超える部分については、加算の基礎となる額の1/4の額。)		都市整備部住宅対策課	0422-60-1905	2871
三鷹市	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震診断事業)	補助	○		昭56年5月31日以前に建築された緊急輸送道路沿道の建築物	建築物の所有者	2,000円/㎡(延べ面積1,000㎡以内の部分) 1,500円/㎡(延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分) 1,000円/㎡(延べ面積2,000㎡を超える部分)	10/10	建築物等の延べ面積が3,000㎡未満の場合は、階数に15万円を乗じた額を加算した額以内	都市整備部まちづくり推進課住宅政策係	0422-45-1151	2867
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震補強設計事業)	補助	○		①昭56年5月31日以前に建築された緊急輸送道路沿道の建築物②耐震診断の結果Is値が0.6未満のもの③改修後Is値が0.6以上に計画されるもの④建築基準法に著しい違反がなく改修することにより解消されるもの	建築物の所有者	2,000円/㎡(延べ面積1,000㎡以内の部分) 1,500円/㎡(延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分) 1,000円/㎡(延べ面積2,000㎡を超える部分)	5/6		都市整備部まちづくり推進課住宅政策係	0422-45-1151	2867
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震改修工事業)	補助	○		①昭56年5月31日以前に建築された緊急輸送道路沿道の建築物②耐震診断の結果Is値が0.6未満のもの③改修後Is値が0.6以上に計画されるもの④建築基準法に著しい違反がなく改修することにより解消されるもの	建築物の所有者	実際に耐震改修に要する費用または1㎡当たりの上限額47,300円で算出した費用の低い方の額。	5/6 (ただし、延べ面積が5,000㎡を超える部分は1/2)		都市整備部まちづくり推進課住宅政策係	0422-45-1151	2867

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
青梅市	青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助制度	補助	○		昭和56年5月31日以前に建築され、特定緊急輸送道路に接し、高さが道路の幅員の1/2以上の建築物。	・特定緊急輸送道路沿道建築物所有者。 ・分譲マンションの場合は当該建築物の管理組合または区分所有者の代表。 ・共有で所有する建築物の場合は、共有者全員によって合意された代表者。	延べ面積に応じ、 ①1000㎡以内の部分は2000円/㎡以内 ②1000㎡を超えて2000㎡以内の部分は1500円/㎡以内 ③2000㎡を超える部分は1000円/㎡以内 ④建築物等の延べ面積が3000㎡未満の場合は、①から③までの合計額に、当該建築物等の階数に15万円を乗じて得た額を加算した額	10/10 延べ面積が15000㎡以下の建築物等(分譲マンションを除く。)については、1/3に770万円を加算した額 延べ面積が15000㎡を超える建築物(分譲マンションを除く。)については4/5	独立行政法人、その他これに類する団体の所有する建築物は除く。	都市整備部住宅課住宅政策係	0428-22-1111	2533
	青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助制度	補助	○		青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助制度による補助を受け、診断を実施した結果耐震性が劣ると判断された建築物。	・特定緊急輸送道路沿道建築物所有者。 ・分譲マンションの場合は当該建築物の管理組合または区分所有者の代表。 ・共有で所有する建築物の場合は、共有者全員によって合意された代表者。	延べ面積に応じ、 ①1000㎡以内の部分は2000円/㎡以内 ②1000㎡を超えて2000㎡以内の部分は1500円/㎡以内 ③2000㎡を超える部分は1000円/㎡以内	2/3		都市整備部住宅課住宅政策係	0428-22-1111	2533
	青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助制度	補助	○		青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助制度による補助を受け、診断を実施した結果、Is値が0.6未満相当もしくはIw値が1.0未満相当であり、耐震改修後にIs値が0.6以上またはIw値が1.0相当以上となる耐震改修を実施するものであること。	・特定緊急輸送道路沿道建築物所有者。 ・分譲マンションの場合は当該建築物の管理組合または区分所有者の代表。 ・共有で所有する建築物の場合は、共有者全員によって合意された代表者。	47300円/㎡以内(473000000円/棟以内)ただし、免震工法などを含む特殊な工法の場合は80000円/㎡以内。 なお、建て替えを行う場合は耐震改修に要する費用相当分、除却を行う場合にあっては耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内とする。	2/3(5000㎡を超える部分については1/3)		都市整備部住宅課住宅政策係	0428-22-1111	2533
府中市	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震診断)	補助	○		①昭和56年5月31日以前に建築されたもの ②特定緊急輸送道路に敷地が面するもの ③高さが前面道路幅員のおおむね2分の1を超えるもの	建築物の所有者(分譲マンションの場合は管理組合、共有の場合は共有者全員によって合意された代表者)	助成対象経費の限度額 ①面積1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡以内 ②面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡以内 ③面積2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡以内 ※延べ面積3,000㎡未満の場合は1階当たり15万円を加算することができる	10/10		都市整備部建築指導課住宅耐震化推進係	042-335-4173	
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(補強設計)	補助	○		①昭和56年5月31日以前に建築されたもの ②特定緊急輸送道路に敷地が面するもの ③高さが前面道路幅員のおおむね2分の1を超えるもの ④耐震診断の結果Is値が0.6未満のもので、改修後Is値が0.6以上に計画されるもの	建築物の所有者(分譲マンションの場合は管理組合、共有の場合は共有者全員によって合意された代表者)	助成対象経費の限度額 ①面積1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡以内 ②面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡以内 ③面積2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡以内	5/6		都市整備部建築指導課住宅耐震化推進係	042-335-4173	
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震改修等)	補助	○		①昭和56年5月31日以前に建築されたもの ②特定緊急輸送道路に敷地が面するもの ③高さが前面道路幅員のおおむね2分の1を超えるもの ④耐震診断の結果Is値が0.6未満のもので、改修後Is値が0.6以上となる工事、建替え、又は除却をするもの	建築物の所有者(分譲マンションの場合は管理組合、共有の場合は共有者全員によって合意された代表者)	助成対象経費の限度額 47,300円/㎡(1棟当たり473,000,000円以内) ※ただし、住宅(マンションを除く)の場合は32,600円/㎡	5/6(5,000㎡を超える部分については1/2)		都市整備部建築指導課住宅耐震化推進係	042-335-4173	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一 般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
昭島市	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	補助	○		昭和56年5月31日以前に建築され、敷地が特定緊急輸送道路に接し、高さが道路幅員のおおむね1/2以上の建築物	特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者	<耐震診断> 延べ面積×補助基準単価 ※述べ面積が3,000㎡未満の場合の補助対象基準額は、1階当り15万円を加算 <補強設計> 延べ面積×補助基準単価 <耐震改修> 延べ面積×補助基準単価 (1棟当たり473,000,000円以内)	10/10 1/3 1/3		都市計画部 都市計画課	042-544-5111	2265
調布市	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震診断)	補助	○		<ul style="list-style-type: none"> 敷地が特定緊急輸送道路に接している建築物 昭和56年5月31日以前に建築された建築物 道路幅員のおおむね1/2以上の高さの建築物 	沿道建築物の所有者	補助対象経費の実支出額と市が定めた面積単価(2,000円/㎡(延べ面積1,000㎡以内の部分)、1500円/㎡(延べ面積1000㎡を超え2000㎡以内の部分)、1000円/㎡(延べ面積2000㎡を超える部分))の合計額のいずれか低い額	10/10		都市整備部住宅課	042-481-7111	7545
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(補強設計)	補助	○		<ul style="list-style-type: none"> 敷地が特定緊急輸送道路に接している建築物 昭和56年5月31日以前に建築された建築物 道路幅員のおおむね1/2以上の高さの建築物 	沿道建築物の所有者	補助対象経費の実支出額と市が定めた面積単価(2,000円/㎡(延べ面積1,000㎡以内の部分)、1500円/㎡(延べ面積1000㎡を超え2000㎡以内の部分)、1000円/㎡(延べ面積2000㎡を超える部分))の合計額のいずれか低い額	5/6	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果が、Iw値にあつては1.0未満相当、Is値にあつては0.6未満相当であること。 補強計画が、Iw値にあつては1.0相当以上、Is値にあつては0.6相当以上であること。 市が定めた評定機関による技術的評価を受けること。 補強設計の内容が、建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、是正すること。 	都市整備部住宅課	042-481-7111	7545
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震改修、建替え、除却)	補助	○		<ul style="list-style-type: none"> 敷地が特定緊急輸送道路に接している建築物 昭和56年5月31日以前に建築された建築物 道路幅員のおおむね1/2以上の高さの建築物 	沿道建築物の所有者	補助対象経費の実支出額と市が定めた面積単価(延べ面積に47,300円(免震工法等を含む特殊な工法による場合にあっては80,000円)を乗じて得た額、かつ、1棟当たり473,000,000円とのいずれか低い額の合計額)のいずれか低い額。ただし、建替え、除却は、耐震改修に要した額以内。Is値が0.3未満の場合、所有者負担分を軽減するため、補助を一部拡充。	5/6(5,000㎡を超える部分は、1/2)	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果が、Iw値にあつては1.0未満相当、Is値にあつては0.6未満相当であること。 補強計画が、Iw値にあつては1.0相当以上、Is値にあつては0.6相当以上であること。 市が定めた評定機関による技術的評価を受けること。 補強設計の内容が、建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、是正すること。 	都市整備部住宅課	042-481-7111	7545

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
町田市	緊急輸送道路 沿道建築物耐 震化促進事業	補助	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 敷地が緊急輸送道路に接している建築物 昭和56年5月31日以前に建築された建築物 道路幅員のおおむね1/2以上の高さの建築物 	沿道建築物の所有者	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断・補強設計 <ul style="list-style-type: none"> ・2,000円/㎡(延べ面積1,000㎡以内の部分) ・1,500円/㎡(延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分) ・1,000円/㎡(延べ面積2,000㎡を超える部分) ・限度額 (耐震診断) <ul style="list-style-type: none"> ①助成対象事業費の額に1/3を乗じて得た額に7,700,000円を加えた額(15,000㎡以下、分譲マンションを除く) ②助成対象事業費の額に4/5を乗じて得た額(15,000㎡を超える、分譲マンションを除く) ③分譲マンションは限度額なし(補強設計) ①限度額なし ○耐震改修工事 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅(分譲マンションを除く) 32,600円/㎡ ・住宅以外 47,300円/㎡ ・当該耐震改修が免震工法その他の特殊な工法の場合 80,000円/㎡ ・限度額 1棟につき473,000,000円、条件あり ○建替え又は除却 <ul style="list-style-type: none"> ・限度額 1棟につき473,000,000円、条件あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断 <ul style="list-style-type: none"> ・特定 10/10、一般 4/5 ○補強設計 <ul style="list-style-type: none"> ・特定 5/6、一般 2/3 ○耐震改修工事、建替え又は除却 <ul style="list-style-type: none"> ・特定 5/6(延べ面積が5,000㎡以内の部分) ・特定 1/2(延べ面積が5,000㎡を超える部分) ・一般 2/3(延べ面積が5,000㎡以内の部分) ・一般 1/3(延べ面積が5,000㎡を超える部分) 		都市づくり部 建物住宅対策課 安全街づくり係	042-724-4269	4067

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一 般 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
小金井市	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震診断)	補助	○		昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物で、建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の1/2に相当する距離(12m以下の場合は6m)を加えたものに相当する高さの建築物	特定緊急輸送道路沿道建築物所有者	ア 面積1,000㎡以下の部分について、1㎡につき2,000円 イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分について、1㎡につき1,500円 ウ 面積2,000㎡を超える部分について、1㎡につき1,000円 エ 建築物等の延べ面積が3,000㎡未満の場合は、アからウまでの合計額に、階数に15万円を乗じた額を加算した額	10/10 (4/5)	・原則として、市が定めた評定機関による技術的評価を受けること。	都市整備部まちづくり推進課住宅係	042-387-9861	
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震補強設計)	補助	○		昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物で、建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の1/2に相当する距離(12m以下の場合は6m)を加えたものに相当する高さの建築物	特定緊急輸送道路沿道建築物所有者	ア 面積1,000㎡以下の部分について、1㎡につき2,000円 イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分について、1㎡につき1,500円 ウ 面積2,000㎡を超える部分について、1㎡につき1,000円	5/6	・耐震診断の結果が、Iw値にあつては1.0未満相当、Is値にあつては0.6未満相当であること。 ・補強計画が、Iw値にあつては1.0相当以上、Is値にあつては0.6相当以上であること。 ・市が定めた評定機関による技術的評価を受けること。 ・建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、是正すること。	都市整備部まちづくり推進課住宅係	042-387-9861	
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震改修等)	補助	○		昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物で、建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の1/2に相当する距離(12m以下の場合は6m)を加えたものに相当する高さの建築物	特定緊急輸送道路沿道建築物所有者	ア 1㎡につき47,300円かつ1棟につき473,000,000円以内。ただし、免震工法等の特殊な工法による場合は、上記47,300円を80,000円とよみかえる。住宅(マンションを除く)にあつては、上記47,300円を32,600円と読み替える。 イ 建替えにあつては、当該建物を耐震改修する場合に要する費用の以内かつ建替えに要する費用以内。 ウ 除却にあつては、当該建物を耐震改修する場合に要する費用の以内かつ除却に要する費用以内。	5/6 (1/2)	・耐震診断の結果が、Iw値にあつては1.0未満相当、Is値にあつては0.6未満相当であること。 ・補強計画が、Iw値にあつては1.0相当以上、Is値にあつては0.6相当以上であること。 ・市が定めた評定機関による技術的評価を受けること。 ・建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、是正すること。	都市整備部まちづくり推進課住宅係	042-387-9861	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
小平市	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断費用補助金交付制度	補助	○		①敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物 ②昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手したものでないこと ③建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の2分の1に相当する距離を加えたものに相当する高さの建築物	特定緊急輸送道路沿道建築物所有者	実際に耐震診断に要する費用と、①～③の合計を比較していずれか低い額 ①延べ面積1,000㎡以下の部分…2,000円/㎡ ②延べ面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以下の部分…1,500円/㎡ ③延べ面積2,000㎡を超える部分…1,000円/㎡ ※延べ面積が3,000㎡未満の場合の補助対象基準額は、1階当たり15万円を加算	10/10 ※延べ面積が10,000㎡を超え15,000㎡以下の建築物等(分譲マンションを除く。)については、補助対象事業費の1/3に770万円を加算した額 ※延べ面積が15,000㎡を超える建築物(分譲マンションを除く。)については、補助対象事業費の4/5		市民生活部防災安全課	042-346-9519	
	特定緊急輸送道路沿道建築物補強設計費用補助金交付制度	補助	○		①敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物 ②昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手したものでないこと ③建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の2分の1に相当する距離を加えたものに相当する高さの建築物 ④耐震診断の結果Is値が0.6未満のもので、改修後Is値が0.6以上に計画されるもの	特定緊急輸送道路沿道建築物所有者	実際に補強設計に要する費用と、①～③の合計を比較していずれか低い額の5/6に相当する額 ①延べ面積1,000㎡以下の部分…2,000円/㎡ ②延べ面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以下の部分…1,500円/㎡ ③延べ面積2,000㎡を超える部分…1,000円/㎡	5/6	木造の建築物については、Iw値が1.0未満のもので、改修後Iw値が1.0以上に計画されるもの。	市民生活部防災安全課	042-346-9519	
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等費用補助金交付制度	補助	○		①敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物 ②昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手したものでないこと ③建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の2分の1に相当する距離を加えたものに相当する高さの建築物 ④耐震診断の結果Is値が0.6未満のもので、改修後Is値が0.6以上となる工事、建替え、又は除却をするもの	特定緊急輸送道路沿道建築物所有者	1棟当たり473,000,000円を上限とし、実際に耐震改修工事に要する費用と、①～③の中で該当するいずれかを比較して低い額の5/6に相当する額 ①一般的な耐震改修工事の場合…47,300円/㎡ ②マンション以外の住宅の場合…32,600円/㎡ ③特殊な耐震工法(免震工法等)の場合…80,000円/㎡ ※除却に対する補助金は、耐震改修工事費相当額と実際に除却に要する費用を比較していずれか少ない方の額の5/6に相当する額 ※建替えに対する補助金は、耐震改修工事費用相当額を補助対象費用とするが、除却工事に要する費用が補助対象費用を下回る場合に、補助対象費用と実際に除却に要する差額を新築部分(建替え)に充てることができる。差額の5/6に相当する額	5/6 ※5,000㎡を超える部分にあっては1/2	耐震診断の結果により耐震改修を検討した上で行う除却、建替えを含む。 木造の建築物については、Iw値が1.0未満のもので、改修後Iw値が1.0以上となる工事、建替え、又は除却をするもの。	市民生活部防災安全課	042-346-9519	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
日野市	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震診断)	補助	○		敷地が特定緊急輸送道路に接し、昭和56年5月以前に新築されており、道路幅員の2分の1以上の高さの建築物		(1)延べ面積1,000平方メートル以下の部分 2,000円/平方メートル (2)延べ面積1,000平方メートルを超えて 2,000平方メートル以下の部分1,500円/平方メートル (3)延べ面積2,000平方メートルを超える部分 1,000円/平方メートル ただし、延べ面積が3,000平方メートル未満の場合は、(1)から(3)までの合計に、階数に15万円を乗じた額を加算した額以内	10/10ただし、延べ面積が15,000平方メートル以下の建築物等(分譲マンション除く)は、助成対象費用の1/3に770万を加えた額以内、延べ面積が15,000平方メートルを超える建築物等(分譲マンション除く)については、助成対象費用の4/5以内		まちづくり部都市計画課	042-585-1111	3111
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(補強設計)	補助	○		敷地が特定緊急輸送道路に接し、昭和56年5月以前に新築されており、道路幅員の2分の1以上の高さの建築物		(1)延べ面積1,000平方メートル以下の部分 2,000円/平方メートル (2)延べ面積1,000平方メートルを超えて 2,000平方メートル以下の部分1,500円/平方メートル (3)延べ面積2,000平方メートルを超える部分 1,000円/平方メートル	5/6		まちづくり部都市計画課	042-585-1111	3111
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震改修、建替え、除却)	補助	○		敷地が特定緊急輸送道路に接し、昭和56年5月以前に新築されており、道路幅員の2分の1以上の高さの建築物		47,300円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり473,000,000円以内。 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、上記47,300円/㎡を80,000円/㎡と読み替える。なお、住宅(マンションを除く。)にあっては上記47,300円を32,600円と読み替える。	助成対象費用の5/6。ただし、5,000㎡を超える部分については、助成対象費用の1/2。		まちづくり部都市計画課	042-585-1111	3111
東村山市	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成制度	補助	○		①敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物。 ②昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したもの。 ③建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に道路幅員の2分の1に相当する距離(道路幅員が12m以下は6m)を加えた高さの建築物。	沿道建築物を所有する個人又は法人 ただし、分譲マンションは、管理組合又は区分所有の代表者	限度額は延べ面積に応じて ①1万㎡以下の建築物又は分譲マンション ②1万㎡を超え1万5千㎡以下の建築物(分譲マンションを除く) ③1万5千㎡を超える建築物(分譲マンションを除く)	①助成対象費用 ②助成対象費用×1/3+770万円 ③助成対象費用×4/5		都市環境部都市計画課計画調整係	042-393-5111	2714
	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成制度	補助	○		①敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物。 ②昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したもの。 ③建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に道路幅員の2分の1に相当する距離(道路幅員が12m以下は6m)を加えた高さの建築物。	沿道建築物を所有する個人又は法人 ただし、分譲マンションは、管理組合又は区分所有の代表者	限度額は延べ面積に応じて 1 補強設計 2 耐震改修 ①5千㎡以下の部分 ②5千㎡を超える部分	1 補強設計 助成対象費用×1/3 2 耐震改修等 ①助成対象費用×1/3 ②助成対象費用×1/6		都市環境部都市計画課計画調整係	042-393-5111	2714

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
国分寺市	国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成	補助	○		「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」の定めによる特定沿道建築物(以下のとおり) (1)敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物 (2)昭和56年6月1日施行の耐震基準改正前に建築された建築物 (3)道路幅員の概ね2分の1以上の高さの建築物	対象建築物の所有者(分譲マンションの場合は管理組合または区分所有者の代表者、共同で所有する建築物の場合は共有者全員によって合意された代表者)	助成対象費用の限度額は、 (1)建築物等の延べ面積が1,000平方メートル以内の部分は1平方メートル当たり2,000円以内 (2)建築物等の延べ面積が1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分は1平方メートル当たり1,500円以内 (3)建築物等の延べ面積が2,000平方メートルを超える部分は1平方メートル当たり1,000円以内 (4)建築物等の延べ面積が3,000平方メートル未満の場合は(1)から(3)までの合計に、階数に150,000円を乗じた額を加算した額	10/10。ただし、延べ面積が15,000平方メートル以下の建築物等は助成対象費用の3分の1に7,700,000円を加えた額以内、延べ面積が15,000平方メートルを超える建築物等は助成対象費用の5分の4以内		都市建設部都市計画課	042-325-0111	454
	国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計助成	補助	○		「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」の定めによる特定沿道建築物(以下のとおり) (1)敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物 (2)昭和56年6月1日施行の耐震基準改正前に建築された建築物 (3)道路幅員の概ね2分の1以上の高さの建築物	対象建築物の所有者(分譲マンションの場合は管理組合または区分所有者の代表者、共同で所有する建築物の場合は共有者全員によって合意された代表者)	助成対象費用の限度額は、 (1)建築物等の延べ面積が1,000平方メートル以内の部分は1平方メートル当たり2,000円以内 (2)建築物等の延べ面積が1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分は1平方メートル当たり1,500円以内 (3)建築物等の延べ面積が2,000平方メートルを超える部分は1平方メートル当たり1,000円以内	5/6		都市建設部建築指導課	042-325-0111	482・483
	国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成	補助	○		「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」の定めによる特定沿道建築物(以下のとおり) (1)敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物 (2)昭和56年6月1日施行の耐震基準改正前に建築された建築物 (3)道路幅員の概ね2分の1以上の高さの建築物	対象建築物の所有者(分譲マンションの場合は管理組合または区分所有者の代表者、共同で所有する建築物の場合は共有者全員によって合意された代表者)	助成対象費用の限度額は、 (1)建築物等の延べ面積が1平方メートル当たり47,300円 (2)住宅においては建築物等の延べ面積が1平方メートル当たり32,600円(耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1000平方メートル以上かつ地階を除く階数が原則3階以上のものは1平方メートル当たり47,300円) (3)1棟当たり473,000,000円を限度とする。 (4)免震工法を含む特殊な工法によるときは、1平方メートル当たり80,000円	5/6。ただし、5,000平方メートルを超える部分については1/2。		都市建設部建築指導課	042-325-0111	482・483
	国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震建替え助成	補助	○		「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」の定めによる特定沿道建築物(以下のとおり) (1)敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物 (2)昭和56年6月1日施行の耐震基準改正前に建築された建築物 (3)道路幅員の概ね2分の1以上の高さの建築物	対象建築物の所有者(分譲マンションの場合は管理組合または区分所有者の代表者、共同で所有する建築物の場合は共有者全員によって合意された代表者)	助成対象費用の限度額は、 (1)建築物等の延べ面積が1平方メートル当たり47,300円 (2)住宅においては建築物等の延べ面積が1平方メートル当たり32,600円(耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1000平方メートル以上かつ地階を除く階数が原則3階以上のものは平方メートル当たり47,300円) (3)1棟当たり473,000,000円を限度とする。	5/6。ただし、5,000平方メートルを超える部分については1/2。		都市建設部建築指導課	042-325-0111	482・483
	国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震除却助成	補助	○		「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」の定めによる特定沿道建築物(以下のとおり) (1)敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物 (2)昭和56年6月1日施行の耐震基準改正前に建築された建築物 (3)道路幅員の概ね2分の1以上の高さの建築物	対象建築物の所有者(分譲マンションの場合は管理組合または区分所有者の代表者、共同で所有する建築物の場合は共有者全員によって合意された代表者)	助成対象費用の限度額は、 (1)建築物等の延べ面積が1平方メートル当たり47,300円 (2)住宅においては建築物等の延べ面積が1平方メートル当たり32,600円(耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1000平方メートル以上かつ地階を除く階数が原則3階以上のものは平方メートル当たり47,300円) (3)1棟当たり473,000,000円を限度とする。	5/6。ただし、5,000平方メートルを超える部分については1/2。		都市建設部建築指導課	042-325-0111	482・483

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
国立市	国立市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業	補助	○		東京都条例によって特定緊急輸送道路と指定された道路の沿道建築物のうち、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物で、高さが当該道路幅員の1/2以上であること	特定緊急輸送道路沿道建築物所有者	実際に要した費用又は下記により算出した額のどちらか低い額 2,000円/㎡(延べ面積1,000㎡以内の部分) 1500円/㎡(延べ面積1000㎡を超え2000㎡以内の部分) 1000円/㎡(延べ面積2000㎡を超える部分)	10/10(ただし、延べ床面積が10,000㎡以上15,000㎡以下の建物は1/3+770万円。延べ床面積が15,000㎡以上の建物は4/5。)		都市整備部都市計画課都市計画係	042-576-2111	361
	国立市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計助成事業	補助	○		東京都条例によって特定緊急輸送道路と指定された道路の沿道建築物のうち、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物で、高さが当該道路幅員の1/2以上であること	特定緊急輸送道路沿道建築物所有者	実際に要した費用又は下記により算出した額のどちらか低い額 2,000円/㎡(延べ面積1,000㎡以内の部分) 1500円/㎡(延べ面積1000㎡を超え2000㎡以内の部分) 1000円/㎡(延べ面積2000㎡を超える部分)	5/6		都市整備部都市計画課都市計画係	042-576-2111	361
	国立市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修・建替え・除却助成事業	補助	○		東京都条例によって特定緊急輸送道路と指定された道路の沿道建築物のうち、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物で、高さが当該道路幅員の1/2以上であること	特定緊急輸送道路沿道建築物所有者	実際に要した費用又は下記により算出した額のどちらか低い額 47,300円/㎡に延べ床面積を乗じた額かつ1棟当たり47,300,000円以内。 免震工法は47,300円/㎡を80,000円/㎡と読み替える。住宅の場合は、47,300円/㎡を32,600円/㎡と読み替える。	5/6(ただし、延べ床面積が5,000㎡以上は1/2)		都市整備部都市計画課都市計画係	042-576-2111	361

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定緊急輸送道路	一般緊急輸送道路	対象となる建築物(構造、用途、その他)	対象者の要件(所得制限、年齢制限等)	補助支払限度額	補助率(上限)		担当課	TEL	内線
福生市	福生市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金交付制度	補助	○		次のいずれにも該当するもの 1 市内に存する沿道建築物(国又は地方公共団体の所有するものその他市長が定めるものを除く。)であること。 2 建築物等の敷地が特定緊急輸送道路に接するものであること。 3 耐震化指針に適合するものであること。 4 市が社会資本整備総合交付金要綱に基づく補助を受ける事業であること。 5 耐震診断は、耐震性向上のための設計の方針及びそれに基づいた概算改修工事費用を把握するように努めること。 6 耐震診断は、耐震診断者が行いその診断結果について次に掲げる団体により確認を受けたもの又は市長が認めたものであること。 ア 一般社団法人東京都建築士事務所協会 イ 社団法人日本建築構造技術者協会 ウ 特定非営利活動法人耐震総合安全機構 7 耐震診断に要する費用について、他の補助金等の交付を受けていないこと。	特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の所有者であること。 ただし、次に掲げる建築物に該当する場合は該当各号に掲げる者とする。 1 分譲マンション 当該建築物の管理組合又は区分所有者の代表 2 共同で所有する建築物 共有者全員によって合意された代表者	建築物の延べ面積に対し、次の(1)~(4)までにより算出した額を合計した額とする。 (1) 1,000㎡迄の部分1㎡当たり2,000円を乗じて得た額 (2) 1,000㎡を超え2,000㎡までの部分1㎡当たり1,500円を乗じて得た額 (3) 2,000㎡を超える部分1㎡当たり1,000円を乗じて得た額 (4) 当該建築物等の延べ面積が3,000㎡未満の場合は(1)から(3)までの合計額に当該建築物等の階数に15万円を乗じて得た額を加算した額	10/10		都市建設部 まちづくり計画課 計画グループ	042-551-1952	
福生市	福生市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計助成金交付制度	補助	○		助成の対象となる建築物等(以下「助成対象建築物」という。)及び補強設計は福生市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成金交付要綱(平成24年要綱第★号)に基づく助成を受け、耐震診断を実施(ただし、この要綱の実施前に耐震診断を実施した場合を含む。)した結果、耐震性が劣ると診断された建築物等で、次のいずれにも該当するものでなければならない。 1 市内に存する沿道建築物(国又は地方公共団体の所有するものその他市長が定めるものを除く。)であること。 2 建築物等の敷地が特定緊急輸送道路に接するものであること。 3 耐震化指針に適合するものであること。 4 市が社会資本整備総合交付金要綱に基づく補助を受ける事業であること。 5 補強設計は、耐震化推進条例第10条第1項各号に掲げる者のうちいずれかの者が行うものであること。 6 補強設計は、当該耐震改修計画について、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号)別添の指針に適合する水準にあるか否かについて、評定を受けたものであること(木造住宅を除く)。 7 補強設計は、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関係法令に重大な違反のある場合は、その是正をする設計を同時に行うものとする。 8 補強設計に要する費用について、他の助成金等の交付を受けていないこと。	特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の所有者であること。 ただし、次に掲げる建築物に該当する場合は該当各号に掲げる者とする。 1 分譲マンション 当該建築物の管理組合又は区分所有者の代表 2 共同で所有する建築物 共有者全員によって合意された代表者	建築物の延べ面積に対し、次の(1)~(3)までにより算出した額を合計した額とする。 (1) 1,000㎡迄の部分1㎡当たり2,000円を乗じて得た額 (2) 1,000㎡を超え2,000㎡までの部分1㎡当たり1,500円を乗じて得た額 (3) 2,000㎡を超える部分1㎡当たり1,000円を乗じて得た額	1/3		都市建設部 まちづくり計画課 計画グループ	042-551-1952	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
福生市	福生市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成金交付制度	補助	○		<p>福生市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金交付要綱(平成24年要綱第★号)及び福生市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計助成金交付要綱(平成24年要綱第★号)に基づく助成を受け、耐震診断等を実施(ただし、この要綱の実施前に耐震診断等を実施した場合を含む。)した結果、耐震性が劣ると判断された建築物等で、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。ただし、建て替え及び除却にあっては、福生市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金交付要綱に基づく助成を受け、耐震診断を実施(ただし、この要綱の実施前に耐震診断等を実施した場合を含む。)した結果、耐震性が劣ると判断された建築物等で、次の第1号から第6号までのいずれにも適合するものとする。</p> <p>1 市内に存する沿道建築物(国又は地方公共団体の所有するものその他市長が定めるものを除く。)であること。</p> <p>2 建築物等の敷地が特定緊急輸送道路に接するものであること。</p> <p>3 耐震化指針に適合するものであること。</p> <p>4 市が社会資本整備総合交付金要綱に基づく補助を受ける事業であること。</p> <p>5 構造が耐震上著しく危険であると認められること。又は劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険であるとみとめられるものであること。</p> <p>6 耐震診断の結果、Is(構造耐震指針をいう。以下同じ。)の値が0.6未満相当若しくはIw(木造の構造耐震指針をいう。以下同じ。)の値が1.0未満相当であること。又は倒壊の危険性があると判断されたものであること。</p> <p>7 耐震改修後にIsの値が0.6相当以上又はIwの値が1.0相当以上となる耐震改修を実施するものであること。</p> <p>8 耐震改修は、当該耐震改修計画について建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために基本的な方針(平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号)別添の指針に適合する水準にあるか否かについて、評定を取得して行うものであること(木造住宅を除く)</p> <p>9 耐震改修は、建築基準法及び関係法令に重大な違反がある場合は、その是正が同時になされるものであること。</p> <p>10 耐震改修に要する費用について、他の助成金等の交付をうけていないこと。</p>	<p>特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の所有者であること。</p> <p>ただし、次に掲げる建築物に該当する場合は該当各号に掲げる者とする。</p> <p>1 分譲マンション 当該建築物の管理組合又は区分所有者の代表</p> <p>2 共同で所有する建築物 共有者全員によって合意された代表者</p>	<p>建築物の延べ面積に対し、次により算出した額とする。</p> <p>1 1㎡当たり47,300円を乗じて得た額とする。ただし、免震工法等を含む特殊な工法の場合は1㎡当たり80,000円を乗じて得た額とし、住宅(マンションを除く。)の場合は1㎡当たり32,600円を乗じて得た額とする。</p> <p>2 1の額は、1棟当たり473,000,000円以内とする。</p> <p>3 1の額は、建て替えを行う場合にあっては耐震改修に要する費用相当分とし、除却を行う場合にあっては耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内とする。</p>	1/3		都市建設部 まちづくり計画課 計画グループ	042- 551- 1952	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
狛江市	狛江市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震診断事業)	補助	○		昭和56年5月31日以前(旧建築基準法)に建築された緊急輸送道路沿道の建築物	建築物の所有者	診断費用の額と要綱で規定する面積区分による単価によって得た額(延床3,000㎡未満は階数による加算額あり)を比較し少ない額	10/10(4/5)	15,000㎡を超える建築物(分譲マンション除く)は補助率4/5	建設環境部 都市整備課 企画計画係	03-3430-1111	2543
狛江市	狛江市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震補強設計事業)	補助	○		①昭和56年5月31日以前(旧建築基準法)に建築された緊急輸送道路沿道の建築物②耐震診断の結果Is値が0.6未満のもの③改修後Is値が0.6以上に計画されるもの④建築基準法に著しい違反がなく改修することにより解消されるもの	建築物の所有者	設計費用の額と要綱で規定する面積区分による単価によって得た額を比較し少ない額	5/6		建設環境部 都市整備課 企画計画係	03-3430-1111	2543
狛江市	狛江市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震改修工事事業)	補助	○		①昭和56年5月31日以前(旧建築基準法)に建築された緊急輸送道路沿道の建築物②耐震診断の結果Is値が0.6未満のもの③改修後Is値が0.6以上に計画されるもの④建築基準法に著しい違反がなく改修することにより解消されるもの	建築物の所有者	工事費用の額と要綱で規定する面積区分による単価によって得た額を比較し少ない額(建替は改修工事に要する費用相当分、除却は改修工事に要する費用以内かつ除却費用以内)	5/6(1/2)	5,000㎡を超える部分は補助率1/2	建設環境部 都市整備課 企画計画係	03-3430-1111	2543
東大和市	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	補助	○		東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に定める特定緊急輸送道路に敷地が接している沿道建築物等	助成対象者 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業について申請することができる者は、特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の所有者とする。ただし、次の各号に掲げる建築物等は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じ、次に定める者とする。 (1)分譲マンション 当該建築物の管理組合又は区分所有者の代表者 (2)共同で所有する建築物等 共有者全員によって合意された代表者	助成対象費用の限度額 ・耐震診断 (1)面積1,000㎡以内の部分は、2,000円/㎡とする。 (2)面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1,500円/㎡とする。 (3)面積2,000㎡を超える部分は、1,000円/㎡とする。 (4)建築物等の延べ面積が3,000㎡未満のときは、第1号から第3号までの合計に階数に15万円を乗じた額を加算した額とする。 ・補強設計 (1)面積1,000㎡以内の部分は、2,000円/㎡とする。 (2)面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1,500円/㎡とする。 (3)面積2,000㎡を超える部分は、1,000円/㎡とする。 ・改修、建替え及び除却 (1)47,300円/㎡に延べ面積を乗じた額とし、1棟当たり4億7,300万円とする。 (2)免震工法等を含む特殊な工法による場合は、前号中「47,300円/㎡」を「80,000円/㎡」と読み替える。 (3)建替えを行う場合は、耐震改修に要する費用相当分とする。 (4)除却を行う場合は、耐震改修に要する費用相当分又は除却に要する費用相当分のいずれか少ない額とする。 (5)住宅(マンションを除く。)は、第1号中「47,300円」を「32,600円」と読み替える。	・耐震診断 (1)分譲マンションの補助率は、助成対象費用の10/10とする。 (2)分譲マンション以外の建築物等の助成限度額は、次に掲げる額とする。 ア 延べ面積が15,000㎡以下の場合、助成対象費用の1/3に770万円を加えた額 イ 延べ面積が15,000㎡を超える場合は、助成対象費用の4/5 ・補強設計 助成対象費用の5/6とする。 ・改修、建替え及び除却 助成対象費用の5/6とする。ただし、5,000㎡を超える部分については、助成対象費用の1/2とする。	都市建設部都市 計画課地域整備 係	042-563-2111	1261	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定緊急輸送道路	一般緊急輸送道路	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
清瀬市	清瀬市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成	補助	○		①敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物②昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手したものを除く ③建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に道路幅員の1/2に相当する距離を加えたものに相当する高さの建築物(特定緊急輸送道路の幅員が12m以下の場合は6m)	特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の所有者(分譲マンションの場合、当該建築物の管理組合又は区分所有者の代表者。共同で所有する建築物等の場合、共有者全員によって合意された代表者。)	(耐震診断) (1)延べ面積が1,000㎡以内の部分は1㎡当たり2,000円以内 (2)延べ面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1㎡当たり1,500円以内 (3)延べ面積が2,000㎡を超える部分は1㎡当たり1,000円以内 建築物等の延べ面積が3,000㎡未満の場合は、(1)から(3)までの合計に階数に15万円を乗じた額を加算した額以内 (補強設計) (1)延べ面積が1,000㎡以内の部分は1㎡当たり2,000円以内 (2)延べ面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1㎡当たり1,500円以内 (3)延べ面積が2,000㎡を超える部分は1㎡当たり1,000円以内 (耐震改修) 1㎡当たり47,300円として延べ面積を乗じた額で1棟当たり473,000,000円を上限とする。 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、上記の1㎡当たり47,300円を80,000円と読み替える。 建替えを行う場合にあっては耐震改修に要する費用相当分とする。除却を行う場合にあっては耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内とする。 なお、住宅(マンションを除く)にあっては上記の47,300円を32,600円と読み替える。	耐震診断10/10 (ただし、延べ面積が15,000㎡以下の建築物等(分譲マンション除く)は、助成対象費用の3分の1に770万円を加えた額以内。延べ面積が15,000㎡を超える建築物等(分譲マンション除く)は、補助対象費用の5分の4以内) 補強設計1/3 耐震改修(建替、除却)1/3 (ただし、5,000㎡を超える部分については、助成対象費用の6分の1)		都市整備部まちづくり課まちづくり係	042-492-5111	363

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
東久留米市	東久留米市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震診断)	補助	○		昭56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路沿道の建築物	対象建築物の所有者 イ 分譲マンションの場合： 管理組合又は区分所有者の代表者 ロ 共同で所有する建築物の場合：共有者全員によって合意された代表者	イ 面積1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡以内 ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡以内 ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡以内 建築物等の延べ面積が3,000㎡未満の場合は、イからハマまでの合計に階数に15万円を乗じた額を加算した額以内	助成対象費用の10/10。 ただし、延べ面積が15,000㎡以下の建築物等(分譲マンション除く)は、助成対象費用の1/3に770万円を加えた額以内。延べ面積が15,000㎡を超える建築物等(分譲マンション除く)は、助成対象費用の4/5以内。	市が定めた指定機関において確認を受けたもの	都市建設部 施設管理課 建築営繕係	042-470-7777	2625
	東久留米市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(補強設計)	補助	○		昭56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路沿道の建築物	対象建築物の所有者 イ 分譲マンションの場合： 管理組合又は区分所有者の代表者 ロ 共同で所有する建築物の場合：共有者全員によって合意された代表者	イ 面積1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡以内 ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡以内 ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡以内	助成対象費用の5/6	市が定めた指定機関において評定を受けたもの	都市建設部 施設管理課 建築営繕係	042-470-7777	2625
	東久留米市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(改修・建替え及び除去)	補助	○		昭56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路沿道の建築物	対象建築物の所有者 イ 分譲マンションの場合： 管理組合又は区分所有者の代表者 ロ 共同で所有する建築物の場合：共有者全員によって合意された代表者	47,300円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり473,000,000円以内。 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、上記47,300円/㎡を80,000円/㎡と読み替える。 建替えを行う場合にあっては、耐震改修に要する費用相当分とする。除却を行う場合にあっては、耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内とする。 なお、住宅(マンションを除く)にあっては47,300円を32,600円と読み替える。	助成対象費用の5/6。 ただし、5,000㎡を超える部分については、助成対象費用の1/2。	市が定めた指定機関において評定を受けたもの	都市建設部 施設管理課 建築営繕係	042-470-7777	2625
武蔵村山市	緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	補助	○		東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に定める特定緊急輸送道路に敷地が接している沿道建築物等	建築物の所有者等	【耐震診断】 面積に応じて1,000円/㎡~2,000円/㎡ ただし、建築物等の延べ面積が3,000㎡未満のときは平米単価に応じた額の合計に階数に15万円を乗じた額を加算した額 【補強設計】 面積に応じて1,000円/㎡~2,000円/㎡ 【耐震改修、建替え及び除却】 1棟当たり4億7,300万円	【耐震診断】 10/10 【補強設計】 5/6 【耐震改修、建替え及び除却】 5/6		都市整備部 都市計画課 計画グループ	042-565-1111	274

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
多摩市	多摩市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(耐震診断)	補助	○		昭56年5月31日以前に新築の工事に着手し、高さが東京都規則で定める高さを超える建築物で、敷地が特定緊急輸送道路に接するもの	対象建築物の所有者 ①分譲マンションの場合:管理組合又は区分所有者の代表者 ②共同で所有する建築物の場合:共有者全員によって合意された代表者	ア 面積1,000㎡以下の部分について、1㎡につき2,000円 イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分について、1㎡につき1,500円 ウ 面積2,000㎡を超える部分について、1㎡につき1,000円 エ 建築物等の延べ面積が3,000㎡未満の場合は、アからウまでの合計額に、階数に15万円を乗じた額を加算した額	ア イ及びウに該当しない建築物は、助成対象経費の額イ 延べ面積が10,000㎡を超え15,000㎡以下である建築物(分譲マンション除く。)は、助成対象経費の額に1/3を乗じた額に、770万円を加えた額ウ 延べ面積が15,000㎡を超える建築物(分譲マンション除く。)は、補助対象経費の額に4/5を乗じた額		都市整備部 都市計画課	042-338-6817	2783
	多摩市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(補強設計)	補助	○		昭56年5月31日以前に新築の工事に着手し、高さが東京都規則で定める高さを超える建築物で、敷地が特定緊急輸送道路に接するもの	対象建築物の所有者 ①分譲マンションの場合:管理組合又は区分所有者の代表者 ②共同で所有する建築物の場合:共有者全員によって合意された代表者	ア 面積1,000㎡以下の部分について、1㎡につき2,000円 イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分について、1㎡につき1,500円 ウ 面積2,000㎡を超える部分について、1㎡につき1,000円	助成対象経費の額に5/6を乗じた額		都市整備部 都市計画課	042-338-6817	2783
	多摩市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(改修、建替え及び除却)	補助	○		昭56年5月31日以前に新築の工事に着手し、高さが東京都規則で定める高さを超える建築物で、敷地が特定緊急輸送道路に接するもの	対象建築物の所有者 ①分譲マンションの場合:管理組合又は区分所有者の代表者 ②共同で所有する建築物の場合:共有者全員によって合意された代表者	ア 1㎡につき32,600円(マンションの場合は、47,300円。免震工法等の特殊な工法を含む場合は、80,000円。)かつ1棟につき473,000,000円 イ 建替え及び除却にあつては、当該建築物を耐震改修する場合に要する経費の額	助成対象経費の額に5/6を乗じた額。ただし、面積5,000㎡を超える部分については、助成対象経費の額に1/2を乗じた額。		都市整備部 都市計画課	042-338-6817	2783
稲城市	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業	補助	○		昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、高さが東京都規則で定める高さを超え、敷地が特定緊急輸送道路に接する下記の要件を満たす建築物。 (1) 沿道建築物(国又は地方公共団体の所有するもの及びその他稲城市(以下「市」という。)が定めるものを除く。)を対象とする事業であること。 (2) 建築物の敷地が特定緊急輸送道路に接するものであること。 (3) 耐震化指針に適合する事業であること。 (4) 対象費用について他の補助金等の交付を受ける事業でないこと。 (5) 耐震性向上のための設計の方針及びそれに基づいた概算改修工事費用を把握するように努めること。 (6) 耐震化推進条例第10条第1項に掲げる者のうちいずれかの者が行うものであること。 (7) 診断結果について次に掲げる団体により確認を受けたもの又は市長が認めるものであること。 ア 一般社団法人東京都建築士事務所協会 イ 社団法人日本建築構造技術者協会 ウ 特定非営利活動法人耐震総合安全機構 (8) 平成25年度末までに完了したものであること。	特定緊急輸送道路沿道建築物所有者 ①分譲マンションの場合:管理組合又は区分所有者の代表者 ②共同で所有する建築物の場合:共有者全員によって合意された代表者	1 面積1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡以内 2 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡以内 3 面積2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡以内 4 前各号の規定にかかわらず、建築物等の延べ面積が3,000㎡未満の場合は、1から3までの合計に階数に15万円を乗じた額を加算した額以内	助成対象費用の10/10。ただし、延べ面積が15,000㎡以下の建築物等(分譲マンションを除く。)にあつては、助成対象費用の1/3に770万円を加えた額以内。延べ面積が15,000㎡を超える建築物等(分譲マンションを除く。)にあつては、補助対象費用の4/5以内とする。	補助金の額は、1,000円未満を切り捨てて算出するものとする。	消防本部防災課 防災係	042-378-2111	292

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
羽村市	緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業	補助	○		市内に存する特定沿道建築物で、社会資本整備総合交付金交付要綱に適合するもの。耐震化指針の適合するもの。	市内に存する対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者、共有者全員によって合意された代表者	診断費用の額と市が指定する面積区分による単価によって得た額を比較し少ないもの	10/10		建設部建築課	042-555-1111	253
	緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計助成事業	補助	○		市内に存する特定沿道建築物で、社会資本整備総合交付金交付要綱に適合するもの。耐震化指針の適合するもの。	市内に存する対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者、共有者全員によって合意された代表者	補強設計の額と市が指定する面積区分による単価によって得た額を比較し少ないもの	1/3		建設部建築課	042-555-1111	253
あきる野市	あきる野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金(耐震診断)	補助	○		昭和56年以前に建築された建築物等で、特定緊急輸送道路に接していて、建物高さが前面道路の幅員に対して一定以上のもの。	特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の所有者とする。ただし、共同で所有する建築物等の場合は、共有者全員によって合意された代表者。	①面積1,000㎡以内の部分は、2,000円/㎡以内 ②面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1,500円/㎡以内 ③面積2,000㎡を超える部分は、1,000円/㎡以内 ※建築物等の延べ面積が3,000㎡未満の場合は、上記①から③までの合計額に、建築物等の階数に15万円を乗じた額を加算した額以内	10/10		都市整備部 都市計画課 指導係	042-558-1111	2713
	あきる野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金(補強設計)	補助	○		この要綱による補助を受けた耐震診断を実施した結果、耐震性が劣ると判断された建築物等を対象とするもの。	特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の所有者とする。ただし、共同で所有する建築物等の場合は、共有者全員によって合意された代表者。	①面積1,000㎡以内の部分は、2,000円/㎡以内 ②面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1,500円/㎡以内 ③面積2,000㎡を超える部分は、1,000円/㎡以内	1/3		都市整備部 都市計画課 指導係	042-558-1111	2713
	あきる野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金(耐震改修、建て替え、除却)	補助	○		この要綱による耐震診断及び補強設計の補助を受けた建築物等を対象とするもの。	特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の所有者とする。ただし、共同で所有する建築物等の場合は、共有者全員によって合意された代表者。	①耐震改修 47,300円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当り473,000,000円以内 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、上記47,300円/㎡を80,000円/㎡とよみかえてる。なお、住宅(マンションを除く)にあつては、上記47,300円を32,600円と読み替える。 ②建て替え 耐震改修に要する費用相当分 ③除却 耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内	1/3		都市整備部 都市計画課 指導係	042-558-1111	2713

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
西東京市	西東京市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金(耐震診断)	補助	○		特定緊急輸送道路の沿道建築物のうち、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物で、高さが当該前面道路の幅員に対して一定以上のもの。	建築物の所有者(分譲マンションの場合は管理組合、共有の場合は共有者全員によって合意された代表者)	ア 面積1,000㎡以下の部分について、1㎡につき2,000円 イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分について、1㎡につき1,500円 ウ 面積2,000㎡を超える部分について、1㎡につき1,000円 エ 建築物等の延べ面積が3,000㎡未満の場合は、アからウまでの合計額に、階数に15万円を乗じた額を加算した額	助成対象費用の10/10。ただし、延べ面積が10,000㎡を超えて15,000㎡以下の建築物等(分譲マンションを除く。)にあつては、助成対象費用の1/3に770万円を加えた額以内。延べ面積が15,000㎡を超える建築物等(分譲マンションを除く。)にあつては、補助対象費用の4/5。	・市が指定した機関による確認または、評価を受けること。	都市整備部都市計画課住宅対策係	042-438-4051	2421
	西東京市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金(補強設計)	補助	○		特定緊急輸送道路の沿道建築物のうち、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物で、高さが当該前面道路の幅員に対して一定以上のもの。	建築物の所有者(分譲マンションの場合は管理組合、共有の場合は共有者全員によって合意された代表者)	ア 面積1,000㎡以下の部分について、1㎡につき2,000円 イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分について、1㎡につき1,500円 ウ 面積2,000㎡を超える部分について、1㎡につき1,000円	5/6	・市が指定した評価機関による評価を受けること。 ・建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、是正すること。	都市整備部都市計画課住宅対策係	042-438-4051	2421
	西東京市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金(耐震改修・建替え、除却)	補助	○		特定緊急輸送道路の沿道建築物のうち、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物で、高さが当該前面道路の幅員に対して一定以上のもの。	建築物の所有者(分譲マンションの場合は管理組合、共有の場合は共有者全員によって合意された代表者)	ア 1㎡につき47,300円かつ1棟につき473,000,000円以内。ただし、免震工法等の特殊な工法による場合は、上記47,300円を80,000円とよみかえる。 イ 建替えにあつては、当該建物を耐震改修する場合に要する費用の以内かつ建替えに要する費用以内。 ウ 除却にあつては、当該建物を耐震改修する場合に要する費用の以内かつ除却に要する費用以内。	5/6(ただし、延べ床面積が5,000㎡以上は1/2)	・耐震診断の結果が、Iw値にあつては1.0未満相当、Is値にあつては0.6未満相当であること。 ・補強計画が、Iw値にあつては1.0相当以上、Is値にあつては0.6相当以上であること。 ・耐震改修計画について、市が指定した評価機関による評価を受けること。 ・建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、是正すること。	都市整備部都市計画課住宅対策係	042-438-4051	2421
瑞穂町	瑞穂町緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助事業	補助	○		昭和56年5月31日以前に建築された緊急輸送道路沿道の建築物	①対象建築物所有者 ②マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表	-	10/10 ※延べ面積が1万5千㎡を超える建築物(分譲マンションを除く)については、4/5		都市整備部都市計画課計画係	042-557-0599	
	瑞穂町緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助事業	補助	○		昭和56年5月31日以前に建築された緊急輸送道路沿道の建築物	①対象建築物所有者 ②マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表	面積1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡以内。 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡以内。 面積2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡以内。	1/3				
	瑞穂町緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助事業	補助	○		昭和56年5月31日以前に建築された緊急輸送道路沿道の建築物	①対象建築物所有者 ②マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表	47,300円/㎡以内(473,000,000円/棟以内)。ただし、免震工法等を含む特殊な工法の場合は80,000円/㎡以内、住宅(マンションを除く。)の場合は32,600円/㎡以内とする。なお、建替えを行う場合は耐震改修に要する費用相当分とし、除却を行う場合は耐震改修に要する費用以内で、かつ、除却に要する費用以内とする。	1/3 ※5,000㎡を超える部分については、1/6				

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象		助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			特定 道路 緊急 輸送	一般 道路 緊急 輸送	対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
檜原村	檜原村特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助事業	補助	○		敷地が特定緊急輸送道路に接している建築物	①対象建築物所有者(共同で所有する建築物は、共有者全員によって合意された代表者)	面積は1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡以内。 該当建築物の階数に15万円を乗じて得た額を加えた金額以内。	10/10		産業環境課建設係	042-598-1011	
	檜原村特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助事業	補助	○		敷地が特定緊急輸送道路に接している建築物	①対象建築物所有者(共同で所有する建築物は、共有者全員によって合意された代表者)	面積は1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡以内。	5/6				
	檜原村特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助事業	補助	○		敷地が特定緊急輸送道路に接している建築物	①対象建築物所有者(共同で所有する建築物は、共有者全員によって合意された代表者)	47,300円/㎡以内(473,000,000円/棟以内)。ただし、免震工法等を含む特殊な工法の場合は80,000円/㎡以内、住宅の場合は32,600円/㎡とする。なお、建て替えを行う場合は、耐震改修に要する費用相当分、除却を行う場合にあっては、耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内とする。	5/6				
奥多摩町	奥多摩町町緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助事業	補助	○		昭和56年5月31日以前に建築された緊急輸送道路沿道の建築物	①対象建築物所有者 ②マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表	-	10/10	※延べ面積が1万5千㎡を超える建築物(分譲マンションを除く)については、4/5	総務課交通防災係	0428-83-2349	
	奥多摩町緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助事業	補助	○		昭和56年5月31日以前に建築された緊急輸送道路沿道の建築物	①対象建築物所有者 ②マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表	面積1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡以内。 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡以内。 面積2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡以内。	5/6				
	奥多摩町緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助事業	補助	○		昭和56年5月31日以前に建築された緊急輸送道路沿道の建築物	①対象建築物所有者 ②マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表	47,300円/㎡以内(473,000,000円/棟以内)。ただし、免震工法等を含む特殊な工法の場合は80,000円/㎡以内、住宅(マンションを除く。)の場合は32,600円/㎡以内とする。なお、建て替えを行う場合は耐震改修に要する費用相当分とし、除却を行う場合は耐震改修に要する費用以内で、かつ、除却に要する費用以内とする。	5/6				